

第四百四十回 参議院文教委員会會議録第七号

平成九年四月十五日(火曜日)

午後一時開会

委員の異動

四月八日

三浦 一水君

補欠選任 田沢 智治君

四月十四日

菅川 健二君

山下 栄一君

補欠選任 小林 元君

西川 玲子君

出席者は左のとおり。

委員長 清水嘉与子君

理事 小野 清子君

鹿熊 安正君

石田 美栄君

日下部 操代子君

委員 井上 裕君

金本 邦茂君

世耕 政隆君

田沢 智治君

馳 浩君

小林 元君

西川 玲子君

林 久美子君

山本 正和君

本岡 昭次君

阿部 幸代君

江本 孟紀君

堂本 暁子君

長谷川 道郎君

国務大臣

文部 大臣 小杉 隆君

政府委員

文部大臣官房総務審議官 富岡 賢治君

文部省高等教育局長 雨宮 忠君

事務局側

常任委員会専門員 青柳 徹君

参考人

第十五期中央教育審議会会長 有馬 朗人君

本日、の会議に付した案件

○参考人の出席要求に関する件

○教育、文化及び学術に関する調査(中央教育審議会の審議状況に関する件)

○日本私立学校振興・共済事業団法案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(清水嘉与子君) ただいまから文教委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。去る八日、三浦一水さんが委員を辞任され、その補欠として田沢智治さんが選任されました。また、昨十四日、菅川健二さん、山下栄一さんが委員を辞任され、その補欠として小林元さん、西川玲子さんが選任されました。

○委員長(清水嘉与子君) 参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

教育、文化及び学術に関する調査のうち、中央教育審議会の審議状況に関する件について、本日の委員会に参考人として第十五期中央教育審議会会長有馬朗人さんの出席を求め、その意見を聴取

いたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(清水嘉与子君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(清水嘉与子君) 教育、文化及び学術に関する調査のうち、中央教育審議会の審議状況に関する件を議題といたします。

この際、有馬参考人に一言、あいさつを申し上げます。

本日は、御多用のところ、本委員会に御出席

いただきまして、まことにありがとうございます。

参考人から忌憚のない御意見を伺い、今後の調査の参考にいたしたいと存じますので、何とぞよろしく御願い申し上げます。

本日の議事の進め方でございますけれども、まず、有馬参考人から中央教育審議会の審議状況について二十分ほど御意見をお伺いいたします。そして、その後、二時間ほど質疑をさせていただきますので、御協力をよろしく御願いいたします。

なお、意見、質疑、答弁とも、御発言は着席のまままで結構でございますので、よろしく御願いいたします。

それでは、有馬参考人に御意見をお述べいただきます。と存じますので、よろしく御願い申し上げます。

○参考人(有馬朗人君) きょうは、参議院の文教委員会、中教審のことについてお話し申し上げる機会を与えていただきまして、どうもありがとうございます。

○委員長(清水嘉与子君) どうぞ御着席くださいませ。

○参考人(有馬朗人君) 私ども理科の人間というのは、座って話をするのは……

○委員長(清水嘉与子君) さようでございますか。恐縮でございます。

○参考人(有馬朗人君) 申しわけありません。黒板があるともっといいんですけれども、よく大学の教員は同じノートで十年やるなんといううわさがありますけれども、そんなことは全くないのであります。私たちは二年に一回ずつ講義の内容を完全に変えさせられたものであります。余計なことを申しました。

まず最初にお礼を申し上げたいと思います。この数年、国立大学を中心に大学の設備、施設が大変よくなってまいりましたし、また科学研究費が非常にふえてきたということに対しましては、井上先生もいらっしゃいますが、皆様方の御尽力であつたということを最初に御礼申し上げます。

それから二番目に、きょう御報告を申し上げる教育に関する件について一つ最初に申し上げておきたいことは、日本の初等教育は決して悪くないということでありまして、いろいろ悪いと言われているけれども、もちろん直すべきことは多い、しかしながら基本において非常にすぐれているというところは私は強調させていただきたいと思

います。その理由の一つは、例えばつい一昨年、一九九五年に数学と理科に関する国際比較が行われました。一九七〇年、一九八二年に同じような国際比較が行われ、そして一九九五年に三度目の国際比較が行われましたけれども、それぞれにおいて日本は一位から二位、三位を占めているということと誇るべきことであります。

ただし、問題点が全くないわけではなくて、これが後ほどまた申し上げます問題に絡むわけ

が、平均点は非常によいのだけれども広がり非常に狭い。標準誤差というのがあるかというところから平均点の周りに幅があるかということを示す数字が日本は一・六か一・七かだったと思います。それに対してドイツやアメリカは四とか五なんです。ということは、日本は平均点の周りに全部が集中していて、それを上回るようなすばらしい人もいなければ下回るようなだめなものもないということ、その点では日本人の国民性をよくあらわしております。

そこで、一つの問題は、画一的であり過ぎるというところであるということ、最初に申し上げておきたいと思えます。しかし、成績を見る限りにおいて、日本の子供たちは一九九五年においても極めて優秀であったということを御報告申し上げます。

まず最初に申し上げたいことは、審議の経過と今後の予定についてでございますが、我々中央教育審議会は、一昨年任命を受けましてから六十四回ほど会議を開いてまいりました。お手元にお配りいたした審議の経過についてごらんいただければ幸いです。

その中央教育審議会十五期を始める際に、平成七年四月に文部大臣より「二十一世紀を展望した我が国の教育の在り方について」諮問を受けました。そして主な検討課題としては、第一に、今後における教育のあり方及び学校・家庭・地域社会の役割と連携のあり方。二番目に、一人一人の能力・適性に応じた教育と学校間の接続の改善。三番目に、国際化、情報化、科学技術の発展等社会の変化に対応する教育のあり方という三つの事項が具体的に示されたわけであります。

本審議会は、これらの検討課題のうち一番の問題及び三番、すなわち今後における教育のあり方云々というテーマと、国際化、情報化、科学技術の発展等に対応する教育のあり方という二つのテーマをまず取り上げまして、昨年の七月には第一次答申を取りまとめた次第であります。

げられましたので、もう先刻御承知でいらつしやると思えますけれども、ゆとりを導入しよう。ゆとりをなぜ必要とするかは後にちよつとまた申し上げてみたいと思えますが、ゆとりを与えることによって子供たちに生きる力をはぐくむことを基本に、学校教育の内容を厳選すべしということを提案した次第であります。そしてまた、単に学校にのみ教育を任せるのではなく、家庭や地域社会における教育を充実していくべきであるということ、を提言したわけであります。そして、その一つの方策といたしまして、二十一世紀の初頭を目途に学校週五日制を完全実施することを提案いたしました。それからさらに、社会の変化に対応いたしました学校教育の改善を図るということを中心としましてさまざまな提言をいたした次第であります。

例えば、特に小中学校であります。総合学習の時間というふうなものを導入することによって、各学校の方針に従って国際社会についての教育をするとか、あるいは環境についての教育をするとか、さらにまた情報について早くから教育するというふうなことを工夫したかどうかであろうかという点を提案した次第であります。

なぜゆとりかという点を申し上げたいと思えますけれども、先ほど申し上げましたように、日本人の子供たちは極めて平均点が高いのですけれども、やや同じようなことの型にはまってしまうもの、提案いたしました。そこで、生きる力というものを提案いたしました。その中でまず第一に、自分で考え、自分で問題を解き、自分で解決していく力を育てようではないかということが一つ。それから二番目には、やはり倫理観をしっかりと持っていて思いやりを持つ。さらにまた、美しいものを美しと感ずる感受性を育成するという二つの点を生かす力として取り上げた次第であります。

そういう生きる力を十分育てるためには、自分で考える時間を与えなければいけない。すべてを教え込むという考えはやめようということで、学校の教育をより基本的、より基礎的なものに絞

り、厳選をすることによって学校の方の余裕を生み出し、そのかわりに、家庭及び地域社会でじっくり子供たちが自分で考えながら育っていくという、そういう方針をとろうというわけであります。そのためにはゆとりが必要ということを我々は提案したわけであります。

さて、それが昨年の七月まででございますが、それ以後、中央教育審議会は、平成八年九月、すなわち昨年の九月から、まだやっておりませんでしたが重要な課題の一つ、二番目のもの、すなわち一人一人の能力・適性に応じた教育と学校間の接続の改善という問題を議論してまいりました。またさらに、三の中、すなわち国際化、情報化、科学技術の発展等社会の変化に対応する教育のあり方で十分まだ詰めておりませんでしたところを引き続き審議を行ってまいりました。

より具体的に申し上げますと、大学、高等学校の入学者選抜の改善、中高一貫教育、特にすぐれた才能を有する子供たちのための教育上の例外措置並びに高齢社会に対応する教育のあり方といった重要課題につきまして、昨年の九月よりこの四月まで議論を重ねてきた次第でございます。総会、第一小委員会、第二小委員会、合わせて先ほど六十四回ほど行ったということ、申し上げました。ただ、この昨年の答申を出した後は、随分議論したのですがまだ十分な結論に達していませんので、十五期では結論をまとめることができなかったことを申しわけなく思っております。

そして、本年四月十五日に発足した第十六期の中央教育審議会に審議を引き継いだ次第であります。そこで、第十六期では、これらの課題について六月をめどに第二次答申をまとめるべく審議を進めているところでございます。

さて、二番目のことでございますが、最近の審議内容について少し詳しくお話を申し上げます。先ほど申し上げましたように、大学、高等学校の入学者選抜並びに中高一貫教育、教育上の例外措置、高齢社会に対応する教育のあり方

に関する十五期の審議状況についてはもう既に申し上げましたけれども、さらにまたこれを詰めていこうと思っております。

今から申し上げます中には、幾つかまだ決定的に決まっているわけではなくて、多少私の主観が入って御報告を申し上げることもあらうかと思えますが、その点はお許しいただきたいと思えます。

まず、これからの教育のあり方、一人一人の能力・適性に応じた教育のあり方という点でございますけれども、できる限り子供たちに選択の機会を、多くのものから選ぶ機会を与えていきたいと思っております。それから、なるべく一人一人が自分自身の能力・適性を考えて、それに応じた教育を受けられるように工夫をさせていただきたいと思っております。このことは、先ほど申し上げました、いい点ではみんなの平均点が高いというふうに、画一的にいいというふうなあらわれをきますけれども、逆に非常に能力の幅が狭いというふうなところに問題があるというのを何とか改善したいという気持ちがあるわけであります。

どうしてそう思ったかという点、特に戦後の教育は一般の水準を上げるといって中心がありまして、かなり形式的な平等思想というものが非常に重要視されてきたということでありまして、この平等なこととはもちろん大切なこと、特に機会均等というふうなことは絶対必要でありますけれども、同時に個性を尊重するということによって少し幅を広げていきたいと思っております。次第であります。そのためには学校間の接続、すなわち入学試験の問題を改善していかなければならないし、中高一貫教育とかあるいは教育上の例外措置というものが大切な問題であると考えている次第であります。

次に、大学、高等学校の入学者の選抜でございますけれども、小中学校、高等学校の教育の考え方が変わり、生きる力をはぐくんでいくというふうな方針をとる以上、やはり大学あるいは高等学校の入学者選抜においてもそういう生きる力を重

要視した選択の方法をとってほしいと思っております。そういう意味から、大学入学者選抜を改善し、そしてまた高等学校入学者選抜を改善いたしたいと思っております。

特に、大学入学者選抜に關しましては、少子化が進んでいる今日、多分もうすぐだれでも大学に入れる時代が来ると思ひます。もう既に高等学校がそうなるのである。しかしながら、少し問題は、幾つかの特定の大学がどうしても入学試験が厳しいというふうなことがありまして、そこで我々といひましては、影響力のある特定の大学において率先して入学試験について検討し改善をしてほしいというふうなことを要望したいと思っております。あるいは大学入試センター試験でございませうけれども、そこで少し改善をする、それからまた各大学のその後であります個別試験に対してはさまざまな改善をするように我々としては提案をいたしたいと思っております。

それから、高等学校入学者選抜に關しましては、高等学校教育の多様化、そしてやわらかなシステムを実現していきたいと考えている次第であります。その際、中学校から高等学校へ進むハードルをなるべく低くするように努力をさせていたいただきたいと思っております。大学も高等学校も通じて選抜方式の多様化、それから評価尺度の多様化というふうなことを図りたいと考えている次第であります。

しかしながら、そこで大きな問題として浮上してまいりますことは、実は社会の学校歴あるいは學歷偏重ということでありませう。ですから、中央教育審議会としては小中高、そして大学の教育の問題を議論させていただいておりますけれども、一つ我々としてお願いをしたいと思つてゐることは、企業やさらにまた官公庁の採用あるいは昇進、こういうところで學歷社会を何とか改善するべく御努力を賜りたいということを要望いたしたいと思つております。

例えば年齢制限、大学を出たときにすぐに入らなければ何となく企業での居心地が悪い、あるい

は公務員になったときの待遇が悪いということがありますが、これを何とか打破していただきたいと思つてゐます。例えばボランティア、大学を出た直後にボランティアで一年か二年暮らすということもあり得るわけですね。あるいは海外に行く努力をしていく。そういうボランティア活動を奨励する必要がある。必ず産業界でもあるいは公務員試験でも考慮に入れていただけないかというふうな、そういう面について考えていただきたいと思つてゐます。

それからまた、例えば指定校というものを持っている企業がありますが、この指定校を排除してほしい、やめてほしいと思つております。そして、あくまでも大学における各学生諸君の努力を評価してほしいと思つてゐます。

それから、国民全体にも少し意識を変えていただけないかと思つております。何でも隣の飯はうまいとかいうふうな考えないで、それぞれの子供同士で独自の考え方を持って伸びていけるようなそういう社会をつくっていただきたいと思つてゐます。横並び意識はやめてほしい、同質志向というものの改善していただきたい。それから、特に日本では過度に年齢にとらわれるところがありませうね。こういう年齢だけで価値判断をしていくというふうなことについて多少お考えいただけないものであろうかと考えている次第であります。

それから、教育上の例外措置であります。これもさまざまな議論がございませう。少なくとも小学校、中学校での飛び級は今回考えない。しかしながら、十七歳で大学へ進学できるということは導入したいという気持ちの人がかなり大勢いるというところを御報告申し上げておきたいと思ひます。

これで既に十七、八分お話をいたしましたので、二分ぐらいであつて重要なことを申し上げられども、質疑応答でお答え申し上げようかと思ひますのでお許しくださいと思ひます。

十七歳で大学に行けるような特例を置くということのためには、だれでも行けるというんじやなくて、極めて希有な才能を持つてゐる人々を選ぶべきだということを提案したいと考えている次第であります。その際、特別な領域とは何かという、私が理論物理学で、自分の分野を挙げるのは申しわけないんですけども、理論物理学と数学の分野を現在検討いたしております。

一つは、中高一貫教育ということでございます。私も今は、中高一貫教育をどうしようかというところを随分議論してまいりまして、中高一貫を導入することによって教育の仕方に多様性を導入すべきではないかという考え方になりつつあります。それからまた、中高一貫教育が持つてゐる、中学校から高等学校全体の教育の課程を統一的に見ることによつて少し余裕が生み出せるであろ

う、そういう余裕のこと。

それから、十五歳で試験をするということが必ずしもすべての子供たちにとっていいことではないという判断がございまして、中には十五歳で一度試験を受けようという子供たちもいますけれども、十五歳よりも先で試験を受けたいというふうな子供たちがおりますので、公立の中高一貫を導入したいという考えが中央教育審議会の中にございませう。その際に、どういう試験をすればいいかとか、試験はしないで採る方法があるだろうかというふうなこと、それから教育内容等々について、あるいは設置の仕方等々について現在詰めているところでございます。もし御質問があればお答え申し上げたいと思ひます。

例えば、極端な例を申し上げますと、小学校の隣にあるいは幼稚園の隣に高齢者の方がお住みになるようなものをつくるとか、そういうことで、なるべく子供たちが自然に高齢者の方たちに接触することによつて、その方たちの知恵を学ぶということを試みたいと考えている次第であります。

以上、いただきました二十分を使ひまして御説明した次第であります。随分抜けておりますので、御質問がありましたらお答えさせていただきます。

どうもありがとうございます。(拍手)

○委員長(清水嘉子君) どうもありがとうございます。

以上で有馬参考人からの意見の聴取は終わりました。

これより質疑を行います。

本日は、あらかじめ質疑者等を決めませんで、委員の皆様自由に質疑を行つていただきます。質疑を希望される方は、挙手をいただきます。委員長の指名を待つて御発言願ひたいと存じます。

なお、御発言は、できるだけ多くの方にチャンスを与えるために、一回に二分以内でお願いしたいと思ひます。

それでは、質疑のある方はどうぞ。

○馳浩君 自由民主党の馳浩でございます。

まず、委員長にきょうは御礼を申し上げます。は、文教委員会でも最初から全員がそろつたというのはなかなかありませんでして、これもやはり有馬先生に対する期待感の大ききだと思ひますので、きょうはよろしくお願ひいたします。委員長、本当にありがとうございます。

まず最初に、有馬先生は日本の初中教育は極めて優秀だと現在の状況をおっしゃいましたが、どの点を指してそういうふうにご認識しておられるのかという点でございます。

次に、教育というのを学校教育というふうに考えますれば、教員の資質向上が今後の課題と私は思つておりますので、これに対しての中教審の中

での意見であるとかあるいは今後の課題であるとか、そういった面をお教えください。

最後に、これから教育課程審議会の中で学校のメニューのスリム化について話し合われると思いますが、これは有馬先生の持論でもよろしいですか、取捨選択等、この点を伸ばしていったらだいたいというふうな御意見がありますれば、参考のためにぜひお聞かせください。

以上、三点につきましてよろしくお願いいたします。

○参考人(有馬朗人君) ありがとうございます。

三点の御質問を馳先生からいただきました。

まず、日本の教育、特に初中教育がすぐれていると私が認識している理由、それは先ほど申しましたように、既に国際比較で理科、数学に関しては世界の第一位、第二位、第三位に入っているということから客観的に証明されていると思います。しかし、その問題点については、既に申し上げたように、大変幅が狭いということです。

そして、次に私が感ずることは、これは国の中央政府が小中学校、義務教育に相当深く関与しているということ、給料の半分を出しているということ、これはやはりすぐれていると思います。もちろん、地方自治体を今後さらに強化する、地方分権ということがございますけれども、少なくとも現在まで中央の文部省が半分まで義務教育を支持していたということは極めてよかったということをお申し上げておきたいと思う。

なぜか。例えばアメリカやイギリスあたりですと、小中の教育というのはほとんど完全に地方自治体に任されている。そのために私も非常にいい目にも遭いましたし、ひどい目にも遭ったんですが、子供を連れてアメリカに参りました。最初に参った地域社会は非常に教育に不熱心なところでありまして、貧乏であった。そのために先生たちの給料は非常に安い。したがって、時々というかしよつちゅうというかストライキがあったりして大変ぐあいが悪かった。それに対して、後で参りました小学校は、大学のそばであったせいか、非

常にいい中学校、小学校でございました。

これはどうしてそういうことが起こるかという、特にアメリカでは、初中教育というのは地方自治体がやるべきだという考え方があつた。大学ですら州立大学です。それと私立があるわけですが、ここで日本はいい面での画一性があるわけですね。どこに行っても、北海道に行ってもあるいは沖縄に行っても小中学校の先生方の給料はほぼ一定である。こういうことはすぐれた面でありました。

それから、指導要領というふうなものがあることは、すべて悪いわけではなくて極めていい面もある。このことによつて日本の教育はかなり標準が高くなっている。しかしながら、問題点は余りにも画一的であり過ぎる面があるわけですね。それは指導要領を余りにもしくしく定規に小中学校の先生方がお考えになるというふうなことも原因がありますけれども、そういう問題はあつたということはお申し上げておきたいと思つた。今後どうやってそれを改善していくか、これが問題だと思つた。

次に、教員の養成の問題でございます。これは極めて重大な問題でありまして、中央教育審議会でもこの問題はしばしば取り上げられました。そして現在、教員養成の審議会がこの問題について考えている次第であります。現在、教員養成審議会にこの問題をお願いをしております。

よく出てきた問題は、例えば理科が弱くなつてきたんじゃないか、理科嫌いがあつてないかなんという問題に対しては、先生方がどうも理科嫌いなんじゃないかとかいろいろな話題が出てきた次第であります。これはおっしゃるとおり重要な問題でございます。新しい教員を養成する努力をいろいろしていかねばならぬと思つております。例えば、教員養成系の大学における先生方が、もう少し現場を見た人がいてほしいというふうな要望がございましたことをお伝え申し上げます。

三番目に、教育課程のスリム化でございますが、これが一番難しい。それはありがたいわけですね、各教科の先生方が自分たちの教科を一生懸命教えたいからなるべく時間をくれとおっしゃるわけ、したがって、あなたの教科は少し減らしたらどうかと言つたら大変なんです。ですけれども、やはり本当に必要なものというものは、物理でもある範囲でいいですし、数学でもすべてを教えないかならないものだと思います。ですから、最低限必要なもの、本当に基礎、基本を絞り出してほしいと思つております。現在、教科のことに限らず、教育課程審議会の方にお願ひして議論をしていただいているところであります。

確かに、五日制を導入いたしますとかなり時間が制限されてまいりますので、大変教えることを減らさなきゃいけない。そこへもつてきて、先ほど申しましたように、総合的学習の時間を設けて、あるいは英語を教えるでもいいし中国語を教えるでもいいというふうな時間とか、情報を教えるとか環境を教えるとかいろいろのことを言つてますので、片方はふやす、片方は減らせというので矛盾することもあるかと思つたけれども、今後、教育課程審議会の方の御努力をお待ちしているところでもあります。我々としては、教育課程審議会と極めて密接な関係を持ち、両方にまたがった委員も大勢おりますので、常に情報をいただいで、こちらからのコメントは差し上げています次第であります。

以上、三点お答え申し上げました。

○馳浩君 ありがとうございます。

○小林元君 平成会の小林でございます。

今もお触れになつたと思つたけれども、教育課程というんでしょうか、これを教えますか要求とあれを教えてほしいと、需要と供給が非常に多いわけですか、国民もあるいは産業界も非常に多いわけですか。しかも、例えば国際化、情報化、環境教育あるいは福祉の教育、高齢化教育と。ありとあらゆることを全部学校でやると、これはもう

とても学校はパンクしてしまひまして、肝心の個性を伸ばすどころの話ではない、ますます均一化した子供を育ててしまつたというふうなことになるわけじゃないかと思つて、大変その辺を危惧しているわけでございます。

一例を例えば情報化の、有馬先生も物理の先生ですから十分御承知かと思つたけれども、情報化教育というのが大分叫ばれているわけですね。小学校にも、あるいは高校にも中学校にもコンピュータが入れられているという状況の中で、実際に学校ではだれがこれをやるのかということ、科目があるところはいいいわけでございますが、特に小中学校、情報リテラシーと言つてしまふか、触つてみる、使つてみるというふうなことをやろうとしているんでしょうけれども、だれがメインになつてやるかというのはどうも決まらないわけですね。ですから、そういう情報教育というのはどの程度やっていくのか。アメリカでもその情報教育これから力を入れるということでございますが、その辺の御議論がありましたらお聞かせいただきたいと思います。

それからもう一つは、国際化時代を迎えて、こういう話でございます。これまでの中高の英語教育というのは、英文教育というのか英語教育というのかよくわかりませんが、要するに、コミュニケーションとしての言葉を教えるという外国語教育ではないような部分が多分あつた。もちろん、読んで理解をするということも大事ではありますけれども、まず第一は会話能力を高めるということだと思つた。そうしますと、これは大学受験英語というところが大分弊害になつていっているのではないかと。そういう改革案があつたらお聞かせいただきたいと思います。

それから、最後でございますが、複線化のために、中高一貫教育も複線化の一環としてお考えにあらうという、我々新進党も中高一貫教育を進めてもらいたい、こう思つていられるわけでございますけれども、それは言ひましても、いわゆる複線化、

これは戦前を見ますと、戦前がいかにどうかは別でございすけれども、例えば大学予科とか旧制高校とかあるいは旧制の専門学校、そういうものでいろいろの選択の幅があったわけでございます。ところが、今は一直線で行ったわけでございますから、そういう複線化の中で、この中高一貫校だけではなくてあるいはほかにも御議論があったか、お考えをお聞かせいただければと思います。

○参考人(有馬朗人君) ありがとうございます。また、やはり三点の御質問であろうかと思ひます。まず、情報化について、特にコンピュータ教育をどうするか。これは日本だけじゃなくてアメリカでも大分問題になっていて、クリントンなんかも大変心配をしているようです。ただ、イギリスなどと比べると明らかに日本はおくれている、残念ながらくれております。ですから、やはり情報化教育、特に計算機を中心にしたものだけではないんですけれども、インターネットの時代が来ておりますから、そういうものに対する教育はなるべく早くから行うべきだと思ひつています。

問題は先生です。だれが教えるかという、どうも子供たちの方が強い。大学もそうなんです。ですから、この辺をどうしていくか、第二小委員会随分議論したところでございす。

二番目の問題。英語の問題、国際化の問題も第二小委員会随分議論してまいりましたけれども、御指摘のとおり、日本は極めて会話力が弱い。韓国などと比べても明らかに日本の我々はどうも会話力が弱い。

そこで、今大変よくなつてきているということをおし上げたことは二つあります。

一つは、アメリカやイギリス、オーストラリアあるいはニュージーランド、英語を母国語にしているところの先生たちが中学校に随分手伝いに来てくれております。ですから、今は中学校であります、そういう人たちが中学校教育を随分

やってくれているために、明らかに語学力、特に会話力は今よくなりつつあります。しかしながら、まだまだ数が少ない。もし間違つていたら訂正しなさいと言はれませんが、全国で五千人弱ぐらい、そういうネイティブな人を見て手伝つてくれていると思ひます。これを一人一人ぐらゐにしていただければ随分よくなると思ひます。

それから、一番難しいのは、御指摘のとおり、小林先生おつしやられた大学の入学試験。大分それとも変わつてまいりまして、少なくとも私が東大におりましたところ、東大ではヒアリングというリスニングというか、英語を読んでもあるいは話をしてそれを聞き取らせる、それで質問を答えさせるというふうな制度を入学試験に導入したことによつて、明らかに今の大学の学生諸君は耳がよくなくなつてきました。こういう工夫はしておりますけれども、やはり筆記試験が中心ですから、その中心になるという問題があるわけです。

そこで、少なくとも中学校、あるいはさらに小学校で英語を導入するようなどころでは、文法から始めることはやめてほしいと思ひつております。これは中教審でも大分議論がありました。しかしながら、現在動いておられる英語の先生たちというの、やはり文法、そして読むという力で勉強してきた方々ですから、そういう人たちのいわば意識改革もしていただかなければいけないと思ひます。それから、大学の入学試験の方も工夫しなければならぬと思ひつております。

三番目に、中高一貫は、これはある程度考えられるけれども、もっと大学やその上のレベルでの複線化はどうなっているかという御質問であります。これもかなり進んでおります。

大学も、四年制大学以外に短期大学、もっとも、短期大学は今四年制に変えようとしていて、ところが非常に多いのですけれども、一応短期大学が存在していること。

それから、もう一つは高等専門学校があります。高等学校三年に二年間プラスして五年制だつ

たと思ひますが、高等専門学校がございす。こゝで工業とか農業とかを勉強してきています。必ずしもこのごろ出てきたわけではありませんが、これも十年ぐらい前から、その卒業生の中でさらに四年制の大学へ行きたい人には編入試験というものが行われるようになっています。ですから、幾つかの複線化が既に行われているということをお報告申し上げておきたいと思ひます。

まだ十分とは言ひ切れませんが、おつしやるとおり、戦前の例えば浜松工專というふうな非常に優秀な学校がございました。あれに相当するものとして幾つかもう既にございすので、そのことを御報告申し上げておきます。

○委員長(清水嘉子君) ありがとうございます。有馬先生、委員の発言はどうぞおかけくださいませ。

○参考人(有馬朗人君) いやいや、一向に構ひません。三時間までもつことがわかつております。それ以上はもう座らせていただきます。

○堂本曉子君 きょうは、有馬先生、本当にありがとうございました。

私は、文部大臣にも、前々回でございすけれども、中教審の答申についての質問をさせていたいただきました。また、きょうはより深く会長に伺えることを大変光栄と申します。この機会を与えられたことを喜んでおります。ありがとうございます。

それで、三つ伺いたいんですけれども、一つは、森戸辰男先生が会長でいらしたとき、「期待される人間像」という答申が出ました。そのときもより個性豊かなというところで、それからちょうど三十年の歳月がたちまして、会長のときにもまた同じような内容がどうしても強調される。

この三十年間、どうしてそういうことも中教審では皆様のことを意識なさながら画一化へ向かつたのか。今度も、ゆとりが導入されることはとても結構だと思ひますが、またそのゆとりの時間が塾というところでより画一化することが

大変恐ろしいということ、中教審の中ではその辺をどのぐらい議論なさつていらつしやるか、ぜひ伺いたいと思ひます。それが一つでございます。

二番目に、先ほどからカリキュラムが膨張していくというお話がございましたけれども、二十一世紀に向けて、これはある種提案でもございすけれども、どういふ教育が効率的、なおかつ必要なのかというのを科学的にはやはり日本として全国規模で調査すべきではないか。どういふ教育の仕方が効果があり、能率の上がることのできるのか。

伺うところによりますと、国語の先生は国語の領域を少しも減らしたくない、英語の先生は少しも英語を減らしたくない、それではもうだめだ。環境を入れるなら、じゃ環境はもう英語で教えようとか、それからあらゆる社会科とか、それから化学の時間なんかでも、そこにも環境的視点を入れていくという形で見直す。一つ一つの縦割りのカリキュラムじゃない、そういうた効率的なカリキュラムのつくり方を、ぜひとも日常的、継続的、科学的に中教審の下部機関のような形でそういうものを設定することが日本として可及的速やかにやるべきことではないかということで、これが二番目でございます。

三番目は、先生先ほどから非常に日本の子供は優秀だとおっしゃる。確かに平均点が高い。それから、今度の答申で、そこから上に出る、例えば物理、数学、それから事によつたら芸術、音楽、絵画、そういうった子供たちはその才能を伸ばせるかもしれない。

私が大変心配いたしますのは、逆にそこから落ちこぼれて、落ちこぼれるという表現は嫌いなんですけれども、今ほとんど不登校と申しますか、学校へ行かない子供たちがあつております。この委員会でも何度もそのことについて文部省に伺つてまいりましたけれども、学校という場だけでいいのか、その子供たちをどう本場に教つていけるのか、それから憲法で保障された教育を与え

られるかというあたりのところに、学校以外の場での教育の保障、そういった点についても中教審で御議論いただいているかどうか、その三点を伺いとうございます。

○参考人(有馬朗人君) ありがとうございます。その子供たち、あるいは高等学校の現役の子供たちがそういう塾で勉強することを中心にすることはどうかと思っております。これは私の個人的見解でございます。中教審でもこの問題が時々出ますけれども、まずその前にもっとやるべきことが多いという見解から、必ずしも深く掘り下げてございせん。多分、入学試験の問題でこれが浮上してくると思っております。したがって、先ほど申し上げた見解は私の個人的なものであることを御了解賜りたいと思っております。

すが、これは非常に重要なことだと思っております。しかしながら、総合的学習の時間を使うことによって、例えば講義を英語でやるという御指摘のようなお話がございましたが、まさにそういう可能性はあります。例えば情報の教育は英語を使っていると、そういうことは大いに考えられると思っております。そして、総合的な学習の時間を使って例えば環境ということを教えるときに、今申し上げたように英語で教えることもあつて、今申し上げたように英語で教えることもあつて、今申し上げたように、自然科学を入れていくこともできる。そういうわけで、総合的学習をうまく使うことによってまさに総合的にいろいろな学問体系を教えることができるのではないと思っております。

話がございました。それを理論物理学、数学ということで判定をするということですが、その希有な才能を持つ高校生、いることはいるでしょうが、果たしてそれを理論物理学と数学だけで判定をしていいのか、またできるのか、言葉は悪いですが、専門ばかりを見つめるというようなことにはならないかという懸念がございします。

まず、個性豊かな子供たちを本当に教育できるか、これは森戸先生のときも同じ話があつたではないかという御指摘、まことに耳の痛い話です。歴代の中教審のみならず、我々教育に関係のある人間は常にこのことを望んでおりましたけれども、やはり今までの学校では教えることに専念して、どうしても個性豊かなということにならなかつた。それからまた、やはり日本がアメリカやヨーロッパ、先進諸国と競争できるようになるためには平均力を上げないといけないところがございます。この五十年はどうしてもそこが中心があつたと思ひます。やうと余裕が出てきて、個性豊かな人間を育てようではないかという気持ちに我々はなりつつありますので、この際、二十一世紀においては個性豊かな者を育てたいと思ひます。

三番目の問題、すなわち落ちこぼれをどうするか。私はこれを大器晩成型と称しております。実は、画一的教育の中で、中教審でも特に私は常々このことを提案しているわけでありまして、小中学校、高等学校あるいは大学も含めていろいろなレベルの子供たちがいることであるから、大器晩成型の者に対しては丁寧に教えるクラスをつくる、標準型のクラスからちょっと外した大器晩成型のクラスをつくってほしい。さらにまた、非常によくできる子は早熟型というか、アメリカではこれに名譽あるクラスという名前がついているのですが、二、三人から五人ぐらいの子供に特別扱いの講義をしてくれる。こういうふうに、画一的にすべてを一遍に教育するのではなく、一方で大器晩成型の者、一方では早熟型と分けて、すべての講義を分けるというわけではございせん。特別に難しいもの、例えば数学であるとか英語であるとか、こういう種類のものは分けて教育をしていただけないものであろうかということをお願いし、かつ提案したいと思ひているところでございします。

それがもう一つ、これも私見にすぎないのでございますが、入学試験を、例えば理科で言いますと、何も物理、化学、生物、地学と分けてなくていいんじゃないかと思ひているんですよ。大学の入学試験で理科をやりますと、どこから出るかわかりませんよという試験があつてもいい。物理が中心だけれども、化学も入ってくるし生物も入ってくるというふうなことで少し総合的に、子供たちが理科なら理科、社会なら社会について勉強を広くできればいいなと思ひ思っております。こういうことは今後の工夫だと思っております。

第三点、自分自身の体験に即しても、高校の一年間というのは私は大切な一年だと思ひます。大学に行くのが一年おくれたからといって決してむだな一年間であるとは思ひません。高校一年、才能のある生徒がゆつたり自分の研究をするということであれば、まさにそれは私はゆとりある教育そのものではないかと思ひます。ですので、これが競争をおおる結果にはほしくないか。例えば、飛び級制度ができれば、我が進学塾は飛び級実績日本一だとか、飛び級進学塾なんということになると思ひます。これはもうそういうことになると思ひます。そういうことで、むしろ今の状況をさらにあおる結果にはほしくないか。

それでですけども、塾はどう思ひのかという御質問であります。これは一番私の頭の痛いところ。ただし、塾の中に、実は三番目に落ちこぼれというところをおつしやられた、この落ちこぼれを助けてくれている塾がある。これは私の個人的な見解でございますので、中教審の見解でないことを最初に申し上げますけれども、そういう少しおつてきている子供、おくれがちな子供を助けるような塾というのはいくらもあるのではないかとと思ひ思っております。後ほどもう一度掘り返つて申し上げてみたい。

○参考人(有馬朗人君) 失礼いたしました。大切なことを忘れましてね。カリキュラムについては、科学的な調査というのをぜひやりたいと思ひ思ひますけれども、既にある程度やっております。しかし、今回の六月までにそこを十分やるかどうか、これは私はわかりません。多分、教育課程審の方の問題であらうかと思ひ思ひます。

○参考人(有馬朗人君) ありがとうございます。大切なのは、入学試験を中心にした塾というのはいくら問題だと思ひ思ひます。これも私の見解です。あえて言えば、高等学校を卒業してしまつた人たちは、その人たちが自分のうちで勉強するだけでは足りないの塾などへ行く、これはまだ私は許されるかと思ひ思ひますが、中学校、小学校の現役

○参考人(有馬朗人君) ありがとうございます。専門を数学と理論物理学というのを申し上げましたけれども、これが非常に成功していけばもっと広い分野に広げたいと思ひ思ひます。そういう意味でまず穴をあけよう。十八歳じゃないとだめだというのは余りにも、アメリカは十四歳ぐらいで入れます、アメリカにしてもヨーロッパにしても、そういうところがあるんだと。日本も先進諸国の中

○参考人(有馬朗人君) ありがとうございます。大切なのは、入学試験を中心にした塾というのはいくら問題だと思ひ思ひます。これも私の見解です。あえて言えば、高等学校を卒業してしまつた人たちは、その人たちが自分のうちで勉強するだけでは足りないの塾などへ行く、これはまだ私は許されるかと思ひ思ひますが、中学校、小学校の現役

○参考人(有馬朗人君) 失礼いたしました。大切なことを忘れましてね。カリキュラムについては、科学的な調査というのをぜひやりたいと思ひ思ひますけれども、既にある程度やっております。しかし、今回の六月までにそこを十分やるかどうか、これは私はわかりません。多分、教育課程審の方の問題であらうかと思ひ思ひます。

○参考人(有馬朗人君) ありがとうございます。大切なのは、入学試験を中心にした塾というのはいくら問題だと思ひ思ひます。これも私の見解です。あえて言えば、高等学校を卒業してしまつた人たちは、その人たちが自分のうちで勉強するだけでは足りないの塾などへ行く、これはまだ私は許されるかと思ひ思ひますが、中学校、小学校の現役

○参考人(有馬朗人君) ありがとうございます。専門を数学と理論物理学というのを申し上げましたけれども、これが非常に成功していけばもっと広い分野に広げたいと思ひ思ひます。そういう意味でまず穴をあけよう。十八歳じゃないとだめだというのは余りにも、アメリカは十四歳ぐらいで入れます、アメリカにしてもヨーロッパにしても、そういうところがあるんだと。日本も先進諸国の中

○参考人(有馬朗人君) 失礼いたしました。大切なことを忘れましてね。カリキュラムについては、科学的な調査というのをぜひやりたいと思ひ思ひますけれども、既にある程度やっております。しかし、今回の六月までにそこを十分やるかどうか、これは私はわかりません。多分、教育課程審の方の問題であらうかと思ひ思ひます。

○参考人(有馬朗人君) 失礼いたしました。大切なことを忘れましてね。カリキュラムについては、科学的な調査というのをぜひやりたいと思ひ思ひますけれども、既にある程度やっております。しかし、今回の六月までにそこを十分やるかどうか、これは私はわかりません。多分、教育課程審の方の問題であらうかと思ひ思ひます。

○参考人(有馬朗人君) 失礼いたしました。大切なことを忘れましてね。カリキュラムについては、科学的な調査というのをぜひやりたいと思ひ思ひますけれども、既にある程度やっております。しかし、今回の六月までにそこを十分やるかどうか、これは私はわかりません。多分、教育課程審の方の問題であらうかと思ひ思ひます。

○参考人(有馬朗人君) 失礼いたしました。大切なことを忘れましてね。カリキュラムについては、科学的な調査というのをぜひやりたいと思ひ思ひますけれども、既にある程度やっております。しかし、今回の六月までにそこを十分やるかどうか、これは私はわかりません。多分、教育課程審の方の問題であらうかと思ひ思ひます。

○参考人(有馬朗人君) 失礼いたしました。大切なことを忘れましてね。カリキュラムについては、科学的な調査というのをぜひやりたいと思ひ思ひますけれども、既にある程度やっております。しかし、今回の六月までにそこを十分やるかどうか、これは私はわかりません。多分、教育課程審の方の問題であらうかと思ひ思ひます。

○参考人(有馬朗人君) 失礼いたしました。大切なことを忘れましてね。カリキュラムについては、科学的な調査というのをぜひやりたいと思ひ思ひますけれども、既にある程度やっております。しかし、今回の六月までにそこを十分やるかどうか、これは私はわかりません。多分、教育課程審の方の問題であらうかと思ひ思ひます。

○参考人(有馬朗人君) 失礼いたしました。大切なことを忘れましてね。カリキュラムについては、科学的な調査というのをぜひやりたいと思ひ思ひますけれども、既にある程度やっております。しかし、今回の六月までにそこを十分やるかどうか、これは私はわかりません。多分、教育課程審の方の問題であらうかと思ひ思ひます。

○参考人(有馬朗人君) 失礼いたしました。大切なことを忘れましてね。カリキュラムについては、科学的な調査というのをぜひやりたいと思ひ思ひますけれども、既にある程度やっております。しかし、今回の六月までにそこを十分やるかどうか、これは私はわかりません。多分、教育課程審の方の問題であらうかと思ひ思ひます。

○参考人(有馬朗人君) 失礼いたしました。大切なことを忘れましてね。カリキュラムについては、科学的な調査というのをぜひやりたいと思ひ思ひますけれども、既にある程度やっております。しかし、今回の六月までにそこを十分やるかどうか、これは私はわかりません。多分、教育課程審の方の問題であらうかと思ひ思ひます。

○参考人(有馬朗人君) 失礼いたしました。大切なことを忘れましてね。カリキュラムについては、科学的な調査というのをぜひやりたいと思ひ思ひますけれども、既にある程度やっております。しかし、今回の六月までにそこを十分やるかどうか、これは私はわかりません。多分、教育課程審の方の問題であらうかと思ひ思ひます。

○参考人(有馬朗人君) 失礼いたしました。大切なことを忘れましてね。カリキュラムについては、科学的な調査というのをぜひやりたいと思ひ思ひますけれども、既にある程度やっております。しかし、今回の六月までにそこを十分やるかどうか、これは私はわかりません。多分、教育課程審の方の問題であらうかと思ひ思ひます。

○参考人(有馬朗人君) 失礼いたしました。大切なことを忘れましてね。カリキュラムについては、科学的な調査というのをぜひやりたいと思ひ思ひますけれども、既にある程度やっております。しかし、今回の六月までにそこを十分やるかどうか、これは私はわかりません。多分、教育課程審の方の問題であらうかと思ひ思ひます。

に列してきたときには、多少その例外措置ができるような穴をあけておきたい。

その一県に一人というのは多分私原因だと思ふのですけれども、そんなに大勢は希有な才能はないだろう、将棋の名人の卵なんというの、そんなにあつちこちにいるわけじゃないですね。だから、将棋の名人の卵、羽生さんみたいな人をいろんな将棋の専門家は日本じゅうを回り歩いて探しているわけですね。ですから、そういう努力をしないといふのは二十一世紀はノーベル賞が出ないと思う。ですから、やはりそういうすぐれた人をつくつていかなきゃいけない、こういうことの穴をあけておきたい。これで失敗すれば、私は失敗でしたといつて撤退したいと思つておられますけれども、今そういうきつとした十八歳じゃなければ、そこに穴をあけないよということがあるので、そこには穴をあけたいと思つています。

人数は一遍に千人とかというわけにまいるませんので、例えば日本じゅうで二十人とかそういうことから始めたいと思つて、次第でございします。その際には、数学とか理論物理ができることは必要でありますけれども、まず好きだということとを調べたい。そして、好きこそ物の上手なれということとをまず判定したいと思ひます。

それからもう一つ、試験で決めるのかというのは、推薦母体を幾つか置いておいて、各大学ごとに高等学校、地域社会等々と相談して、そしていろんな線で推薦を受けていくようにしたらどうかと考えているわけです。

三番目に、確かにおっしゃるとおり、高等学校三年間、中学校三年間、それぞれ重要だと思ひます。しかしながら、私自身は実は旧制高校の育ちでありますけれども、私の先輩である、ただし分野は違ひますが、加藤一郎先生は小学校六年はやらなかつた。小学校五年から中学校に行かれた。それからまた高等学校三年、昔ですから中学校五年でしたけれども、四年から高等学校へ行っておられます。そういうような飛び級が戦前にはあつたんですね。私も高等学校は中学校四年から

四修として参りました。それほど五年やつた人といふ余り違ひなかつたですね。腕力は違ひました。けんかしたら負けた覚えがありますけれども、少なくとも常識等々はそれほど違ひなかつた。

そこで私は、生涯学習という時代でございしますので、そういう非常な希有な才能の人々は、仮に大学に入りましてから後さまたま勉強をして常識を備えてほしいと思つておられます。

飛び級進学塾の塾ができやしないかという御質問であります。これは私は心配いたしておられます。なぜかという、学者は貧乏でございします。大変な苦勞をさせられますけれども、学者はお金の上でまず余り恵まれません。ですから、こういう物理学とか数学の飛び級を許しても、余りそれに行こうという子供たちは、親もないと思ひます。ですから、むしろそんな面倒くさいことやらないよというふうな親が多くなるんじゃないかと思つて心配をしております。本当にすぐれた子供たちがいたら、地域社会もお父さんお母さんも推薦してほしいと思つておられます。

これがもうちょっと広くなつていくと、おっしゃるとおり、飛び級のための塾というふうなものも分野によつてはつくられていくおそれはあるかもしれません。これは注意したいと思ひます。

ありがとうございます。

○西川玲子君 平成会の西川玲子でございします。きょうは差しかえて出していたきました。本当にありがとうございます。

一つは、堂本先生のお尋ねになつたカリキュラムにも関係あるんですけれども、中高一貫を目指すとすることとでございしますけれども、学習指導要領で、中学校の三年間のカリキュラム、そして高校のカリキュラム、これをこれから御検討なさるんだと思ひますけれども、単に一緒にしたのではだめだと思ひます。ですから、こういう意味ではばらばらにして、あるいはまたがつたような余裕を持たせたカリキュラムになるのかどうか、それが一点。

それから、学校五日制ということでございしますけれども、これも単に二日間休みがあればいいといふことじゃないと思ひます。つまり、間の五日間のときにその分のしわ寄せでぎゅうぎゅう授業がなつてしまふというのがちよつと今の現状らしいんですけれども、それも検討いたしたい。

例えば、うちの子供が行つていたイギリスの高校時代の話ですけれども、中高一貫の私立でございました。日曜日だったと思ひますけれども、教会のミサとか終わった後で、学校からなんですけれども派遣で、パイオリンの弾ける子はパイオリン、チェロの弾ける者はチェロということでお年寄りを後で必ず音楽会のようにして楽しませるといふのをやつていたんですね。ですから、二日間の休みのうち一日は自分の得意な分野でお年寄りをいたわる心とか、ボランティアの心を芽生えさせるといふことを自然にやつていたわけなんです。そういうことを検討していただきたいなといふこともあります。

それから三点目は、飛び級もさることながら、これもイギリスで私はすごくいいなと思つたことなんですけれども、大学受験をしまして受かりました。しかし、申請をすれば一年間行かなくてもいいんです。その一年間何をするかという、一年間働くと。一生懸命お金をためたりあるいは社会勉強したり、安いチケットで世界一周をしていろんなことを学ぶと。一年間そういうふうな休めて、次にちゃんと入学できるといふ制度があるんです。飛び級もいいけれども、そういうことこそが何かに余裕を持つ一つのあれになるんじゃないかと思ひますので、そういうこともぜひ御検討していただきたいと思ひます。

以上です。

○参考人(有馬朗人君) ありがとうございます。一貫用カリキュラムはつくる必要があると思ひます。しかし、これはしゃくし定規に教育課程の方でびしりと決めるのではなくて、各学校の努力に任せたいと思ひます。余りにもす

べてを中央の方で決めてしまふことは私はよくないと思ひます。各中学校、高等学校、小学校の校長先生だとか教員の方たちがもう少し自由裁量でやれるところをつくりたい。ですから、この六年間にこういうことを教えてほしいといふことは言うかもしれないけれども、この年にはこれを教えるといふふうなことは、今のところ中教審では考えておりません。これは教育課程審議会の方で御議論いただくことにならうかと思ひます。

その次に、五日制のこととでございしますが、五日制にすると、さらにまた各月火水木金に大変ぎゅうぎゅうに教育が行われるようになるではないかといふこと、これは私も大いに恐れております。

各分野の人たちと話をしております。私はよく冗談に言つていますが、皆様方の要望を全部、確かに意味があるので受け入れていけると、学校五日制のかわりに私は学校七日制を提案しようかと、こういうことがございします。全部足すと七日ぐらゐになるんですね。本当にそんなに教えないで、やらないのかといふことが私の疑問でございします。やはりぎゅうぎゅうに搾るべきではないと思ひます。

それからもう一つ、五日制を導入したいと私自身が言つていたことの一つの理由は、先生方が余りにも忙し過ぎる、何とかして先生方に余裕を持たせてあげたい、先生たちが自分の勉強を自分の生活を楽しむ時間を与えてあげたい、これが子供たちの教育における五日制の導入と同時に私が考えていた重要な理由であります。日本社会全体がもう少し余裕を持つべきであるといふことで、例えば経済同友会の人たちにも、日経連の方たちにも、あるいは経団連の方たちにも、産業界の方にも、率先して五日制を完全にしたいといふことをお願いしている次第であります。

一つだけちよつと脱線したことを御報告いたしますけれども、先ほどの国際比較を見ますとおもしろいデータがあるんです。余り世間では重要視

されていなければならない。それは理科の教育の結果がどうなったかという表でございませうけれども、理科を二時間以下しかやらない学校、それから二時間から三時間半まで教えている学校、日本はその二種類しかない。ヨーロッパやなんかですと三時間半から五時間教えている学校という三種類がある。一番成績がいいのは大体二時間以下教えているところ。ちょっと少数例、パーセンテージで少ないものですから、そうなんだと、こう申し上げるまでいきませんけれども、日本でも二時間以下の方が成績がいいんです。おもしろいことに、教えれば教えるほど成績が下がる国があります。一番悪いのは、例外なく悪いのは三・五時間以上教えているところ。

これは何を意味しているかということをお私には非常に関心を持って教育の専門家に伺っているんですけれども、一つの解釈は、やはり時間数が少ないとその間子供たちが大変緊張して聞く、飽きないで聞く。先生方も十分準備して聞いて教える。したがって、教える時間が少ない方が成績がいいようです。これはまだ少数例の統計でございしますので、先ほど堂本先生が御指摘になられたように、まさに科学的な調査が必要などころであります。教える時間をうんととればよくなるものではないということをお申し上げたいと思っております。余計なことを申しました。

さて、高齢者へのサービスはぜひやりたい。ですから、土日休んだうちの平日ぐらいは、月に一回でもいいから、例えば高齢者のところにいるという慰めというか、お手伝いに行くというふうなことはぜひやりたいと思っております。現在、これは高齢社会に対応する方策の一つとして議論をいたしているところでございます。

それから三番目、飛び級のことですが、イギリスのこと、大変ありがたいございました。私もイギリスの飛び級に非常に関心を持っていて、そして、何も大学に入ってからすぐに大学で勉強するという必要はない、もっとゆつくりいろんなことを勉強した方がいいではないかと私も思っ

ております。日本はどうも年齢によって左右される。あの男は、あの女は非常にいいぞというように、年齢が若くて入ってきたなというののは非常に評価する。そんなこと言わないで、あれだけアメリカを回ってきた、ヨーロッパを見てきたとか、ボランティアを日本でやってきたとか、そういうことを評価する社会をおつくりいただきたい。人間の価値は年齢ではないということをお申し上げておきたいと思っております。

どうもありがとうございました。

○田沢智治君 田沢です。細切れになりますが、二、三区切ってお聞きしたいんです。一つは、就学前の教育と小学校教育との接続問題について議論されたかどうか。

というのは、既に三歳児以上はもう幼稚園に入っているという現実の中で、小学校の年齢をもう少し下げたら、五歳児ぐらいにした方がいいんじゃないかという議論もあるわけですね。鉄は熱いうちに打てと言っており、しつけをやるならばやっぱり早く低学年でしつけをきちっとやらないと私はだめだと思ふんです。そういうような現実に対してどういうような議論がなされたのかどうか、ちょっとお聞かせいただきたいと思います。

質問は三つぐらいありますが、まず一つずつお願いいたします。

○参考人(有馬朗人君) 大変ありがたいでございます。そうしていただくとありがたいんです。忘れちゃうものですから、御無礼するといけません。ちょうど一問ずつ御質問いただいてありがたいでございます。

まだしてありません。

○田沢智治君 なぜやらないんですか。

○参考人(有馬朗人君) いいポイントですね。たくさんいろいろな問題があるものですが、今のところには、就学前から小学校への接続に関してはまだ残念ながら時間がございませんでした。

○田沢智治君 二番目に、私らもう小学校から

ずっと全部学校にやっているんだが、小学校の基礎、基本の教育が徹底されてないんです。読み書き計算について小学校で積み残して中学校へ上げちゃうわけですね。この問題が結局いじめとかいろいろな問題を醸し出しているわけですね。

ですから、小学校教育の学習指導要領の基礎、基本の教育は何が何でも小学校できちっと教え、卒業させるという学校なり先生に迫力がない。僕は生徒に対する愛情がないと思う。やっぱり九もできないような子が中学に行ったら何になるかという。しかもそれが中高一貫教育をやるというんだから、どんな学校を考えているんだという面についても基本的な実態を把握して、それに対してきちっとしたやり手当てをしていくという責任は審議会にあると思ふます。そういう問題についてはどういうふうに議論されていきますか。

○参考人(有馬朗人君) おっしゃるとおりでありますので、先ほどの基礎、基本に関して、大器晩成型などに対してはもっと丁寧に教えるべしという、こういう結論を今出しつつあるところなんです。

ですから、落ちこぼれがないようにということはおっしゃるべきだと思っております。その上で、おっしゃるとおり、いじめの問題なども解決する方向に持っていくべきだというふうなことを既に議論しているところであります。御指摘のとおりです。

○田沢智治君 ですから、基礎、基本教育の読み書き計算ぐらいは、やっぱりその辺のところはちゃんとやっておかないと、次に行くといつたって行きようがないわけだ。行きようのないやつが、何言ってもやがるんだあのやろうと言っているやつ、飛ばしてみたいとかという、そういう何というか粗暴性というものを持ったやうなやつです。ですから、やっぱり先生が愛情をかけて、その程度のレベルのものは小学校のときにきちっと教え込んでいく努力をさせていくことを提言してもらいたいということ。

○参考人(有馬朗人君) この点に関しては大変議論が行われておりまして、落ちこぼれという言葉は使っておりませんが、ゆつくりと育つ子供に対しては丁寧に教えるべしということを我々は議論しているところであります。

そして、もう一つ申し上げたいことは、獨創性、個性個性ということが極めてこのごろ言われるようになった。しかし私は、まず基礎、基本がしっかりしていなかったら獨創性は生まれなないということを主張しているわけですね。ですから、小学校、中学校ではまず基礎、基本をやってほしい。ただし、その基礎、基本はそんなにすべてのことを教える必要はないというのが私の主張であります。この点はひとつ御理解賜れば幸いです。

ありがとうございました。

○田沢智治君 それから、先ほど先生が言われたように、子供たちの選択の機会を広く与える、これは非常に大事だと私は思ふます。選択の機会を広く与えることと申しておるけれども、小学校、中学校は学区制というものによって制限されて、あの学校へ行きたいという自分で選択する自由がないわけですね、都道府県、市町村が決めちゃうんだから、通学区を。

こういうような制限に対して、自分はその学校へ行きたいから行くんですよといつて自己責任において選んだ学校は、自己責任においてそこを卒業するということのけじめが私はできると思ふんです。ところが、この家に生まれてこの番地はこの学校きり行けませんよといつて初めから制限されて自己の選択権というものを与えていないような、そういう今の規制された制度の中で子供たちの選択の機会を広く与えるなんというのはおかしな話で、与える条件が整っていないにもかかわらずそういう表現を使うというとはいかがなものかと。

○参考人(有馬朗人君) ただし、選択はいろんなものがあるわけですね。例えば高等学校にも、総合学科を中心にした学校もあれば職業教育を中心

にしたものもあるし、それから普通の教育をするところもある。あるいは今導入しようとしている多様性の一つは、今までのように六三三ではなくて六六という行き方があり得ないかと。こういう意味ではかなり多様性について努力をしている、選択の多様化に努力していることはお認めいただきたいと思います。

ただし、おっしゃるとおり、小学校、中学校の区域まで自由化するかどうか、これはむしろ政治家の方々の考えでありまして、中教審としてはこの問題は今のところ取り上げていない、取り上げる自由度を持っていないわけですね。ですから、もし御用命いただければ検討いたしますけれども、今のところはその検討課題の中に入っていない、これが実情でございます。

しかしながら、仮に全く自由に選べるとすると、一つの学校に極めて多数の人が志望してくることがあり得るわけですね。この場合に、その学校が教育能力を超えてしまうと思うんです。そういうことに関して一体どうするか、国としてそれを十分拡大するように御努力いただけるのかどうか、こういうことが一つ大きな問題として浮上してくるだろうということは申し上げておきたいと思えます。現在は申しわけありませんがこの問題は考えておりません。

○田沢智治君 もう二問。

○委員長(清水嘉子君) また機会をつくりますので、済みません。

○委員(石田さん)。

○石田美栄君 第一点は、御感想を伺いたいんですけれども、先ほど国際比較で日本の教育は非常にすぐれているとおっしゃったんですけれども、また見方を変えれば、民主主義の国で日本の子供たちほど自分の意見を持っていない、いわゆる自立ですね、そういう点での国際比較からすれば必ずしも日本の教育がいいというふうには考えられない。そのことについて先生の御感想。

二点目は、教育課程審議会にかかわると思うんですけれども、今ある教科はもうつつつかない

いうふうに聞いているんですが、それはそうなのでしょうか。

○参考人(有馬朗人君) ちょっとごめんなさい、もう一度。

○石田美栄君 今ある教科についてはもうそのまゝそれを変えることはないというふうには聞いています。しかし、五日制も含めてですが、今はもうすべてを学校で教えるように期待されている状況。その中で家庭が担うべき分野、例えば衣食住の実践といったようなことは、しつてもそうがもういいかげんにされて、それを全部学校教育に期待するという、そういう基本のところでの議論はどうなっているのでしょうか。

本日は、家庭にあるべきものは家庭に返して、学校でやらなくちゃいけないことというのは読み書きそろばん、あるいは科学的なこととかあると思うんです。そういう議論がありますので、うか。そういう意味での教科の見直し。

それともう一つ、教員養成について。本日に専門家として二十二歳あるいは二十三歳、二十四歳でも自信を持って、一国一城のあるじとして教壇に立てるようなしつかりとした専門知識と同時にトレーニングができるような養成、ですから、あるいは年限が五年、六年となるかもしれない、そういう議論がございましょうか。

三点お伺いいたします。

○参考人(有馬朗人君) ありがとうございます。まず、おっしゃるとおりでありまして、私も非常に心配です。子供たちだけじゃないですよ、自分の意見がはっきり言えないのは、私も国際会議に非常にしばしば出ます。これは訓練でございます、私の研究室の連中はうるさいくらい質問を国際会議でするようになりました。しかし、長い間これはできない。日本で国際会議をやってもそうだし、外国に国際会議で出かけていっても私たちの友人、日本人の研究者はほとんど質問しない。これはまことに残念です。私も英語がうまくないから、取っ組み合いのけんかをしたことは

しばしばあります。口で言えないから手を使うようにしようがない。こういうぐらいいいことをやるべきだと思いたくても、それができない。これは外国語の教育も含めて今後考えなきゃいけないことですね。

それ以前に、この問題が出てくると必ず出てくることは、なに日本語ですら、日本人同士ですら自分の意見がはっきり言えないではないかということ。これはしばしば議論になります。中教審でも出てきました。そこで、もっと自分で考え、自分で問題を解くという生きる力を養成すべきという答えが出てきたわけですね。

そこで、まず第一問に対するお答えは、自分の意見を十分言えるような教育はしていかなければならない。この点においては日本の教育は不完全というか、国際比較をしてもしなくてもわかっていくくらい悪いんです。今後それを伸ばしていかなければならないと思います。御指摘のとおりです。

それからもう一つは、実は英語の国際比較は悪い、日本の学生諸君の英語の国際比較は明らかに悪いんです。ただ、これに対する解釈はいろいろあって、実は調べ方が、テストの仕方が悪いという説もあります。しかし、必ずしもよくないことは事実であります。

それから二番目に、今ある教育教科は変えないのかという御指摘でありまして、これは私は大いに心配しているところです。ですが、根本的に物理をやめてしまおうとか、数学を少し、例えば幾何学をやめてしまおうというようなことはないだろうと思いますが、分量においては、今、教育課程審議会の方で相当議論しているところであると思えます。

それで、私は非常に先生の御意見に賛成なんです、家庭教育。五日制にしたときに、よく主婦の方たちが私に文句を言いに来られて、土日もごろごろうちに子供たちがいたら困るという御不満をおっしゃる方が多いので、そこで、実は石田先生と同じお答えをしている。もっと家庭教育をした

らどうか。何も家庭に入ってからで数学の勉強、英語の勉強、物理の勉強をしなくてもいい。社会の勉強をしなくてもいい。しかしながら、はしの上げおろし、まあいいさつとできるようなしつから始まるあいさつをきちっとできるようにしつけてくれ。それからまた、家庭で皿洗いがいやらせてください。アメリカの子供たちを見ていると、朝飯の準備というのが大体子供たちがやっています、皿を並べたり。パンを焼くのはお父さんかお母さん、お父さんが随分やっているんですよ、お父さんかお母さんですけれども、皿を並べることとか皿を洗うというのは子供たちですよ、夜も。なぜこれが日本できないのですかというのが私の不満なんです。

ですから、おっしゃるとおり、もっと家庭で過ごす時間を置いて、そして子供たちがお父さんお母さんと一緒に生活をし、そしてそこで家庭によつて行われるべきしつけはきちっとやっていただきたいと私は思っております。ですから、この点では石田先生の御意見に全面的に賛成でありますし、このことはまさに今、中教審でも、五日制導入の際に、家庭教育をもっとしつかりやれ、学校だけに教育を任すな、そして家庭とそれから地域社会との三者の協力によつて今後の教育は行われるべきだと考えるというのを主張している次第であります。学校はあくまでも基礎、基本を教えるところでありまして。

三番目に、教員養成のことです。これは御指摘のとおりでありまして、なるべく経験豊かな教育者の養成を図りたいと思っております。これはただし、先ほど申しましたように教員養成審議会が現在検討していたところであると思えます。これは御指摘のとおりだと思います。

○小野清子君 先生ありがとうございます。たまには座ってください。

教育を変えるときというのは社会が変わるときなのかなとも思いますし、また、社会を変えるためには教育を変えなきゃならない。どちらが先か

ということはいえないわけですから、

現代社会の大人を見ておきますと、どういう部分が教育的に悪かったからこんなふうになっちゃったということが非常によく見える部分も私はこのごろ特に感じます。例えば音楽会に行ってもがやがやと私語をやめないとか、まことにしつけがどうなっているかということはい年の者に感ずるということとはまことに情けないと思いま

す。また、マサチューセッツ工科大学に行きましたら、地下鉄をおりましたらノーベル賞学者のパネルがばあっと飾ってあるんですね。教育というのは校舎の中だけじゃなくて、地域社会の中に何々先生がこういう研究をしたというパネルがばあっと並んで、ああいう町自身が、学校との関連と、それから青少年の未来に対する思いが膨らんでいくんではないか、そういうことを感じまして、なぜ日本はノーベル賞が少ないのかということもそこで感じさせていただきました。

先生の、能力の幅が狭いというお言葉が非常にきょう私の心にしみる言葉でございます。専門ばかりということを先生はおっしゃいましたけれども、専門ばかりはある意味では個性伸展ということにもつながっていくわけで、専門ばかりであるがゆえに一つのものをきわめるといふことの中に、逆に多くのものを学ぶ以上ということが学ばれるという分野も私はあるような気がいたします。

私の質問は、小中の教育に関しては地方自治に任せざるべきであるというお話が……

○参考人(有馬朗人君) いやいや、全部じゃなくて、自由裁量のところを少しふやしたらどうかと。

○小野清子君 ですからその場合に、例えば教科書も板が咲くのはすれどいくわけですから、そういう折々のことを考えられて地方自治に任せざるべきだということはおっしゃったことなのか、それが質問の一つ。

と同時に、先生に余裕がないという問題も非常に感じます。自分自身に生活面での余裕がなくて

はゆとりを持って子供を教育することはできない。私は、ですから先生こそまず週休二日を一日も早くやっていくべきであるという認識です。それから最後の質問は、この中の八番で、

「社会体験、自然体験等を通して社会性等を養う場である地域社会における教育を活性化」とありますけれども、例えば外国の場合に、金曜日は午前中は授業だけれども午後からは全員がスポーツ活動をするというぐあいに、午後から地域に出て教育の場をつくるんですね。先生がここで考へるのは、例えば土日を使ってそういうことをやりますよというところなのか、学校カリキュラムの中でゆとりと活力を持たせるためにこういうものをなさろうとしているのか、その辺のお考えはどうなのか伺いたします。

○参考人(有馬朗人君) ありがとうございます。

社会が変わるときに教育が変わる、教育が変わると社会が変わるということとはまさにそのとおりであります。現在の日本の社会というのはやはり変わらなれないといけません。もう先刻先生方は御承知のように、戦後五十年で一応我が国は世界のトップクラスに入っていた、こういう新しい状況のもとで社会がどうあるべきかということは今後考えていかなければならない。そのときに果たして教育をどうするかということが中央教育審議会に与えられた大きな使命だと思っております。そのためには、二十一世紀において私たち日本人の進むべき、あり得べき姿として考えたのが「生きる力」というスローガンであったわけですから。

さて、先ほどM-I-Tのことをお話しになられました。私もM-I-Tはしばしば出かけていますし、友人が非常に多いのですが、これはたまにノーベル賞の写真をごらんになったと思うんですけれども、もっと違うところがあるんです。多分お気づきだと思いますけれども、道の名前に偉人の名前がたくさんついています。それから、M-I

Tでもそうですけれども、さまざまな建物で、すぐれた政治家も研究者も財界人もあるいは芸術家も、そういうすぐれた人の名前が顕彰されている。

我が国はそれが許されない。大学でもって個人の名前のついているところというのは、個人というのかそれに類するものは安田講堂、あれも正式な名前じゃないかと思えます。あるいは豊田講堂、あるいは一橋につくぐらいたったか、それほど多くないですね。あるいは月の山に名前をつける。月の山が見つかった後、名前をつけるときに、生きている人間の名前はつけてはいけないというのが日本の鉄則です。南極の山も多分、茅氷河か何かあったと思うんですが、これは亡くなつてからついている。それにしても、亡くなつてからついているからまだましですけども、まずない。湯川通りなんてないです。こういうところに私は日本人の一つの考え方、平等思想があると思ふんですね。

それで、そんなことを言っていると御質問にお答えできない。

まず、教育課程において、全部を中央から与えられた教育課程に従う必要はないと思えます。順番を変えるときどこかのポイント、アクセントを変えるとき、そういうことは各地方とは限らない、各学校での工夫をおやりになったらどうですかということを私たちは言っているわけです。

その一番いい例が総合的学習の時間、週に何時間にするか、これは今教育課程審議会で議論しているところでありまして、仮に週に二時間と申し上げましょう。この週に二時間を何に使うか、これは各学校に任されている。ところが、学校の先生たちは中教審にいられて、そんな自由にされちゃ困る。どうやって総合的学習の時間を使うのか教えてくれとおっしゃった方がおられたので、私は、こんなに地方分権を言っているときだし、いろいろと面倒くさいものを省いてくれ、こういう時代に何もわざわざ総合的学習はこういうふうにやってくださいなんて申し上げるべきじゃ

ないと思うよということをおっしゃったことがあります。こういう意味で、それぞれの学校で自由に御活躍いただきたいと思えます。

それから、先生に余裕をということは私も大賛成であることは先ほど申し上げました。

さて、地域社会での勉強というふうなことが、社会体験、自然体験。これは五日の月火水木金の中でも、例えば総合的学習の時間を使って大いに地域社会を見てほしいと思っております。

私は、夏の学校をこの五年間ぐらいい、ボランティアの第一号に近いくらいで方々、高知に行ったり北九州に行ったり、いろんな土地で理科教育を手伝っておりますけれども、その中の一つ、北九州では一週間ぐらいい教えるんですけども、そのうちの二クラスは環境、特に汚水だとかごみの処理を専ら教えるクラスもつくったんです。初めのうちは評判が悪かった。物理をやりたいとか天文をやりたいというのが圧倒的に多かったんですが、無理やりに環境を勉強しろということをしてしまった。そうしたらとても後で喜んでいました。こんなに汚水処理というのは大変なものか、こんなにごみ処理というのは大変なものか、じゃごみになるべく出さないようにしようというふうなことを小学校の五、六年生、中学校の一年生が異口同音に言うてくれました。そういう意味で、なるべく土日だけではなく普通の授業時間でも時間を見て地域社会の勉強をしてほしいものと思っております。

以上、お答えを申し上げた次第であります。○委員長(清水嘉子君) 今、御発言の御希望が何人か出ておりますので、本岡さん、阿部さん、江本さんの順序で御発言いただきます。

○本岡昭次君 資料をいただきました中教審第一次答申、平成八年七月十九日のこの資料の十二ページのところに、「過度の受験競争の緩和」という項目があります。そこに「子供たちにゆとりを確保し、生きる力をはぐくむためには」ということでテーマが書いてあって、そして四行目に「特に重要な問題として過度の受験競争の緩和が

あると考えた。そのとおりだと思ふんです。過度の受験競争の緩和について、具体的な提言なしに子供たちにゆとりを確保し生きる力をはぐくむことは私はできないと思ふんです。

ずっと期待をして読んでみたら、「我々として、こうした大学」云々で、「今後改善されることを強く望みたい」とか、「引き続き検討したいと考えている」と、全く逃げてしまっておるんですよ。無責任ですよ、中教審として。肝心なところを手を加えないでゆとりを確保し生きる力をはぐくみと言ったって、これはできるわけがない。だから、きちっとした答えを出さないで中高一貫の教育を出してみたり、飛び級だとか通学区の自由だとかやるといふことは教育に混乱をもたらすだけだと思ひます。はつきり言うておきます。

それで、結局何かというと、過度の受験競争の緩和をという場合にどうしたらいいかというときに、いろんな迫り方があるわけで、その一つとして入試制度を廃止して、そして今の入試センター試験、あれを資格試験制度に改めたらどうかという提案がある。僕はこれはもう真剣に検討して答えを出すべきだと思ふ。

私の子供の例を出して恥ずかしいけれども、私の子供は落ちこぼれでして、高校卒業して外大へ行きたいと言ふから、そんなお前が日本の外大の試験通るわけがない、二遍受けて二遍落ちて浪人して泣いているから、アメリカへ行つてみいと、アメリカへ行つたらお前のような落ちこぼれでもちゃんと教うシステムがあるといつてアメリカへ行かせたんです。

○参考人(有馬朗人君) 日本でも入れますよ。○本岡昭次君 いや違う、入れなかった。入学試験で落ちたんですよ、二遍。

○参考人(有馬朗人君) いや、だからそれは悪いところを受けられたんですよ。もつと程度の合うところをお受けになれば必ず入れますよ。

○本岡昭次君 いや二浪したんですよ、それでアメリカへ行つたんですよ。

○参考人(有馬朗人君) アメリカのどこへ行かれましたか。アメリカのどの大学へ行かれましたか。

○本岡昭次君 大学行かへん。大学行く前にいわゆる資格試験を受けないかめでしょう、それを取りに行つたんですよ。ピッツバーグかな、あそここの大学だと思ふ。そこで合格して、それで大学へ入れるという資格を取つて、四つの大学に私はあなただの大学に入りたいという依頼状を出したんですよ。

○参考人(有馬朗人君) ハーバードじゃないですね。

○本岡昭次君 いや、そんな立派なところへ行ける頭を持っていませんから、心配せぬでも。それで、四つ出したら二つの大学からあなたは入つてよろしい、二つの大学はあなたはまだですと来たんですよ。それはあなたのおっしゃっている能力の問題で二つの大学は結構と来た。その二つの大学で、私は日本人のおらへんところへ行けと言つて行かせて、それで卒業させて帰つてきたという経緯があるんですよ。

それで、日本におつたら恐らくどうしようもないのが、アメリカでちゃんと一人前の大学卒業して帰つてきたから、アメリカで偉い国やなど、私はアメリカを尊敬したんですよ、それから。今までアメリカ余り好きやなかったんですけども。

だから、そういうふうに、日本のシステムの中で落ちこぼれていくような子供でも教うシステムがあるといふことを私は考えて、やっぱり日本の入試制度のあり方というのをもつと大胆に提起して、その上で高等学校や中学校や小学校のことを議論しないといふ。でなければ中教審は無責任だと言つていふんですよ。

○参考人(有馬朗人君) 今やっているとところですよ。まずあと十二、三年のうちに大学へ行きたい人は全部どこかに入れます。ですから、難しいところを選んだら入れないかもしれないけれども、自分のレベルに合うところを探されれば必ず

入れる。その点を御了解いただきたい。アメリカでもそうなんです。私もアメリカで実を言うと五、六年先生をしておりましたけれども、その州の人は割に入りやすい。ただし、ハーバード、MIT、プリンストンなんて物すごく難しい試験。東大より難しい。それから、コミュニティーカレッジというのはだれでも入れる。カリフォルニア大学というのはバークレーが一番難しく、十何校かあります。それが一つでカリフォルニア大学。どこかには入れる。この点は御了解いただきたい。だから、もし難しいところへどうしても入りたいとなると、アメリカでも極めて激しい競争があるといふことは御認識いただきたい。

しかしながら、日本の場合でも確かに御指摘のように工夫はしなきゃいけない。工夫はしなきゃいけないと思ふけれども、どこかには入れるんですよ、そういう点ではアメリカと同じですよといふことを申し上げておきたいと思ひます。ただし、難しいところをお受けになったら落ちると思う。だから、御自分のレベルに合わせたものをお選びいただきたい。

しかし、それにしても、入学試験に関しては、プリンストンやハーバードを見ていますと、いろんな角度で調べているんですね。内申書を見るとか父母の推薦を受けるとか、いろんな角度を試験に採用しておりますので、そういう努力は今後も日本の大学でもしてほしいと思つています。

今サボつていたわけじゃなくて、今度の答申にかなり具体的な策を書こうと思つております。

○阿部幸代君 三つほどお聞きしたいと思ふんですが、一つは学校というものの位置づけの問題になるんですが、私も、生きる力を育てる教育といふことで、家庭や地域や社会や学校が総力を上げるという、それぞれの役目を果たすといふことは十分わかります。

その中で、それでは学校はどういう位置にあるのかといふことで随分議論をしまして、家庭にいろいろひずみがあるうと、あるいは社会にさまざまな

な病理があるうと、そういうものから子供たちを守る防波堤が学校ではないのか、そういう議論をしたんです。そのあたりをどんなふうにお考えになったり、あるいは議論をしたのかといふことが一つです。

それから二つ目が、家庭の問題に入ります。本来、家庭が持つべき人間形成の場としての役目とか、あるいは基本的な教育的な機能を果たすべき場とか、そういう役目があるんだと思ふんですが、日本社会という気持がしてならないんですよ。例えば、お父さんを家庭に帰してほしいといふ、そういう議論もなされたし、昨年は文部大臣も経団連などに要請までしているんですよ。でも、そういう社会全体の悪しきものを行政がまた率先していきますから、具体的に今度の国会で労働基準法の改悪なんというので、今度は女性も家庭から奪われるというか、深夜労働まで女性も例外なくやばりしなきゃいけなくなるんですよ。休日出勤とか時間外労働も、一定の規制があったものを全部撤廃されるんですよ。

そのあたりを、本当に二十一世紀を見据えた人間形成の場としての家庭の機能を回復する上で、産業界、それからそこにルールをもたすべき行政、どうあるべきかといふのをどんなふうにかえ、また議論をなされたのか、二点目です。

それから三つ目が、なぜ希有な才能が育たないのかしらといふことなんです。そういう多分スタート点ですよ。それで、その希有な才能が横並びの教育の中でためにされているから、育ちやすいようにその突破口として、先生、物理とか数学の分野で才能を発見し、飛び級を認めていくという議論だったと思ふんですが、それと将棋の世界とを同列視なさっていましたね。

私、将棋の世界は、たしかプロの棋士といふのは百三十三人だったと思ふんですが、間違っていたら後で訂正します。そもそもそういう厳しい世界なんです。そして、将棋といふだけの世界です。もちろん、それぞれ人間形成なさっていると

思うんですが、そのプロの棋士を育てる過程というのはマンツーマンの切磋琢磨の世界なんです。そこらいいものを学んでいいと思うんですが、けれども、それと同列視して、全国で二十人ぐらいですか、希有の才能の持ち主のポストを用意してそこに向かって競わせるというのは、今の希有な才能も育ちにくいあしき環境を助長するんじゃないかというふうには私などは思うんです。なぜ今希有な才能も育たないのかというあたりの議論をもう少しお聞きしたいと思っています。

○参考人(有馬朗人君) まず第一、学校の位置づけですけれども、あくまでも基礎、基本を教えるところだと思っています。例えばしつけみたいなものはそこで教えないとやらないというものが、今は日本の問題点だと。そういう意味で、学校はきちっとした、特に小中学校は基礎、基本、体力にしても何にしても基礎、基本をきちっと教えてほしいと思います。

それから、家庭は人間形成の場であると思います。そのために文部大臣も、経団連の方でしたかね、日経連の方かな、にお願いになっておられましたけれども、私どもも先ほど言いましたように、なるべく土日はお父さんお母さんを家庭に返してこれというものは申し上げているわけです。これは教育の上でも非常に重要であると思います。これはお父さんお母さんが土日はうちにいて子供たちの教育を、広い意味での教育ですよ、たびたび申し上げるけれども、英語を教えてくれ、数学を教えてくれというように、一切私たちは申しあげません。健康になるような運動を教えるとか、あるいは先ほど申し上げたように家庭の手伝いをさせるとか、あるいは伸び伸びと自由に本を読ませるとか、そういうような機会を与えていただきたい、それが家庭へのお願いであります。

地域社会も、今まだまだ十分育っていないけれども、土曜日、日曜日には地域社会が中心になって、例えば高齢者の方たちを訪問するとか、そういう工夫をしていただきたい。あるいはその地域

地域の歴史を教えるとか、あるいは環境を教えるとか、あるいは理科教育をしようというふうなことで、地域社会に大いに活躍してほしいと思っています。幸い、ボランティアが随分このころはあらわれてきてまして、大変ありがたいと思っています。

さて、三番目の希有な才能。私どもは希有な才能の教育の前に申し上げていることは、平均的なところだけを中心に教育しないで、先ほど申しましたように、大器晩成型に対しても手厚く教育をしてほしい、それからまたはつきり言って学校で退屈してしまう子がいるものですから、そういうよくできる子に対しては、あるいは早熟な子供に對してはよく育ててほしい、こういうことをまずやっていただきたいと思っています。その中に、パイロット事業などで大学の先生と高等学校の先生が協力して数学教育や理科教育をやる、その中から希有な才能が生まれてくれればそれを大学に早く入れてさらに勉強を進めてほしいと、こういうふうなことが希有な才能に対する我々の考え方です。

○江本孟紀君 江本と申します。ちよつと時間もあれですので、お疲れのようでしたらお座りいただきたく思いますけれども。

先生に一つ最初にお聞きしたいのですが、タイガー・ウッズを御存じですか。

○参考人(有馬朗人君) 知りません。

○江本孟紀君 私は一つお聞きしたいのは、先生の決められることじゃないかもしれませんが、私も、委員の中にスポーツ関係者が少ない、私はそういうことで……

○参考人(有馬朗人君) わかりました。私は数学の方か何かと思つたものですから。

○江本孟紀君 それで、一つはそのことに関連して私は少しお聞きしたいんですけれども、スポーツをやっても学力の面にしても、大体十歳から十五歳、どうでしょうね、十七、八ぐらいでしうか、文教委員会でも時々こういう話が出るんですけれども、能力の差といいますか、仮に十三歳

だった十三歳前後三歳ぐらいの差があるんじゃないか。それを画一的に教育することが、体力というかスポーツもそうなんです。私は自分の経験からいうと、私はほとんど勉強していませんので学力はほとんどゼロに近かったんですけれども、やっぱり子供も含めて学校が嫌になるのは、小中学校もそうですが、いじめだとか登校拒否の問題も全部含めて、その能力の差、これが最大の原因だと思っています。

だから、私はむしろ先生の言われる学校五日制なんというのはもう大いに結構でして、これは即刻やってほしい。それから、学校は二時ごろに終わってほしい。学校自体は体育は要らないんじゃないですか。むしろ外で遊ばせる。ましてや、世界で学力が上の方だといえますけれども、もつと下の方へ落としたりどうですか。どこら辺まで落としたりいいからちよつと私もわかりません。タイとかフィリピンとか、その辺まで落としたり方がいいんじゃないですか。

○参考人(有馬朗人君) タイやフィリピンは高いですよ。

○江本孟紀君 高いんですか、そうですか。よくわからないんですが、とにかく高いからといって我慢しても、今みたいなこういう問題がいつぱい教育の中へ出てきておるわけですから、その辺も含めて私は要はもつとレベルを落としたいと。そのことをちよつとお聞きしたかったんです。

○参考人(有馬朗人君) おもしろい御意見です。私はスポーツを地域社会で教えるべきだと思っています。もちろん、部活ということは大変重要なことです。部活は十分重要なことは認めております。できる限り部活というふうなものを活用すべきだと思えますけれども、しかしながら、フランスの例であるとかアメリカの例等を見ていますと、地域社会でスポーツをやっているんですね。どうも部活を幾らやってもオリンピックが強くならないというのは私は非常に気になっていて、やはりもつと地域社会がスポーツを振興すべ

きではないかというのが私の信念であります。ですから、部活を減らせなと言つたら大変なことになるのはこれは申しませんけれども、もつと地域社会がスポーツ、あるいはスポーツだけじゃなくて広くいろいろな面で活躍をしていただくということが必要であらうと思っています。

今の御提案は大変私も同感に思うところがあるので、五日制にしたときに、教えるべき量とそれから時間の余裕というものの関連から検討させていただきたいと思っております。今のところは、できる限りスポーツの教育は地域社会でもやってほしいというふうには言っているところでありまして。もちろん、学校でのスポーツの教育は大切だと思っています。

それから、平均水準を落とすでもと。そうおっしゃらないで、平均は結構高い、しかしその上にうんと上もいるというふうな社会ができるといいなと思つています。実は、アメリカのクリントンが今度教書を出しましたね。あの中でアメリカの理科教育をもつとやらなきやいかぬ、レベルを上げなきやいかぬと言っている理由というのは、アメリカの国際比較はずつと下なんです。そのかわり、さつき申し上げたように幅が非常に広がりますから、上の方の人というのは我々日本人がしゃちよこ立ちしてもかなわないようなのがいる。これがなぜ日本に出てこないか。これはやはり日本が平均を高めようという努力をしてきたからだと思っています。これは今後改善をしていくべきだと思っています。スポーツもきつと同じですね。

○日下部禮代子君 先ほど先生は初等中等教育において日本の学力水準というのはかなり高いところにあるというふうにお言葉がございましたが、高等教育に關しまして、これは例えば大学院への進学率、大学への進学率というのはたしか先進国の中で日本は高い方だと思つていますが、大学院への進学率になると、これは他の先進国と比べて高い方ではないというふうには思つておりま

す。
この点に關しまして、日本の場合いろいろ問題が出てきているのではないかと、いふうちに私思つておりますが、なぜ日本の場合には大学院への進学率、高等教育への進学率というのは他の先進諸國に比べて高くはなかつたのか。そして、これからどのようにその点に對処していこうとしていらつしやるのか、それをまずお伺いいたします。

それからもう一点、二十一世紀の課題としては國際化ということが重要な点で、先生も御指摘なさいまして中教審でも御指摘がございますけれども、具体的な一つの例として留学生十万人計画、これなかなか当初の計画どおりにはいつておりませんが、この辺は先生としてはどのように分析なさつてどのように對処したらいいというふうにお考えなのか。

それから、國際化の問題で、小学校の中に外國語教育をこれから取り入れるようにという御答申がございまして、実際にもし日本人の先生だけでやっちゃうと、いわゆる楽しもうということではなくて、何かまた学ばせられるというふうなことになるんじゃないかなという感じがいたします。先ほど先生おっしゃいましたように、やはりネイティブスピーカーですとこれは楽しませるところは結構期待できるのではないかと、いふふうに思いますが、その点も含めまして、小学校における外國語教育についての先生のお考えをお聞かせいただければと存じます。

○参考人(有馬朗人君) まずおっしゃるとおりでありまして、日下部先生の御指摘のように、高等教育は私の見るところ、アメリカで教えていたときのことを考えると、入った直後は日本の方ができる。私のいたところは州立大学で、ハーバードとかその辺でありませんが、プリンスストンで教えたこともあります。それを見ますと、日本の高等教育も大学教育も二年あるいは三年ぐらゐまでは日本の方が平均できますね。大学院へ行くところだけがたつと落ちてくる。それは日本の大

学院がやはり充実していなかつたことによりま

す。
そこで、高等教育はもっと充実すべきであると思ひます。端的にあらわれてくるのが、実はこれは大学審議会の副会長としてお答えすることになりますけれども、文部省でもこの点大変気にしまして統計を幾つか出しています。千人当たりの大学院の学生の数は先生御承知のように日本は非常に少ない。博士になる数が、理学博士で申しますと日本はアメリカの十分の一以下です。それから工学博士が六分の一ぐらいというわけで、多いのは医学博士だけ、医学博士は非常に多いんですよ。だけれどもほかの博士は少ない。特に法学博士、経済学博士、國際社会で外交官として活躍しなければならぬ法学關係の博士が日本は百分の一ぐらいじゃないですかね、アメリカに比べて。ちよつと数字が怪しいんですけども、日本は何十人しか出ない。アメリカは五、六千人。もうけた外れに少ない。これではなかなかアメリカカ、ヨーロッパを相手にして勝てないと思うんです。

それで、何とか大学院を充実すべきだということとは文部省の政策として取り上げられておりますし、大学院の学生の数は徐々にふえてまいりました。それから、大学院の学生への奨学金もふえてきていてありがたいと思ひます。特に、學術振興会等々は大学院の特に博士課程の学生に対する奨学金をふやしておりますし、また卒業してから、すなわち博士を取つてからポストドクトラル・フェローシップとして三年ほど勉強するような予算を大幅にふやしていただいておりますので、少しづつよくなつてきていることを御報告申し上げます。

それにしても、國民總生産に比べて高等教育に使つてゐる予算は〇・七%。ついこの間まで〇・六%でありました。GNPに対する高等教育が使つてゐる予算というのは〇・六ないし〇・七。初中教育は三%です。アメリカは初中教育が四%で高等教育は一・二%。ドイツはもっと多い。す

なわち高等教育に対する國費が、あるいは地方自治体のお金も入れて公的な財源から出るお金が日本はGNPに比べますと半分です。先進諸國の。これを何とかふやさなければ高等教育の抜本的な改革は行へない、そういうことを考えております。これはお願いです。

それから、二番目の國際化。おっしゃるとおりでありまして、十万人計画は順調に伸びてきたのですが、このごろ経済の方が少しバブル崩壊以後停滞したために五万人のところまでとまつてしまいました。そこで、現在、江崎玲於奈さんを中心にして文部省の方で留学生の問題を検討していると思ひます。

留学生に關して最も大切なことは、日本のことをよく知り、日本を愛する人々をもつとふやしていかなくてはならない。数ももちろんふやさなきゃならぬけれども、それ以上に日本という國を愛してくるような外國人、少なくとも知つてくれる外國人を留学生として育てたいと思ひ思つてゐます。逆に嫌になつちゃうのがあるんですけどね。もう絶対日本には戻らないというふうな者も出てくる。これはやはり地域社会の方々にも願ひをして、外國人を温かく迎えてくださる、特に留学生を温かく迎えてくださる雰囲気をつくつていかなければならないと思ひます。その点、私はむしろ岩手であるとか広島であるとか地方の方がこの点はいいと思ひます。地方によつてはかなりの留学生を大切にしてくれている。東京とか大阪とか巨大都市が必ずしもよくない。

この辺についてはもう少し、例えば留学生會館をもつとつくる。ただし、留学生會館という格好で留学生だけを分けておいてはだめです。日本人の学生も一緒に入れていくべきだと思ひます。東京大学では幸いに学生のドミトリをつくつていただきましたので、そこは留学生と普通の学生と一緒にしてゐます。留学生の方が少し年上なものですから、日本人の学生を教育してくれるというところが起こるわけです。

三番目に、小中学校への外國語の問題、特に小

学校への外國語の問題ですが、先ほどお答え申し上げましたように今五千人だそうだけれども、やつぱり英語を母國語とする、あるいはフランス語を母國語とするようなそういう先生方をふやすということがまず緊急の問題だと思ひます。今五千人、これが一万人ぐらゐになればと私は願つてゐる次第です。そして、まだ全く耳が外國語に對して自由なときにいい発音の英語なりフランス語なりを耳に教え込んでいきたいと考えております。これは予算を伴ふことなのですが、何とかそういう方向にお國が努力して賜れるとありがたいと思つております。

○堂本曉子君 江本さんが実は先ほどから隣で、物理と数学だけが飛び級をするのはおかしい、やはり運動もあつてもいいのではないかと、オリンピックが弱いのもその一つ。

それから先生もう一つ、先生は大型晩成型とおっしゃいましたけれども、私二十年來不登校の子供を記者の時代に取材しておりまして思ったことは、決して大型晩成型だけが不登校になるものではないと思ひます。むしろ画一的なところに入れない、例えば詩人になる可能性もある、將來音楽家になる可能性がある、非常に何と言いましよう、繊細な神経の場合になる。

例えばある学校で、千葉県の学校ですが、教室から体育館へ行くのに必ず歌を歌わせる、月によつて歌はかわるんです。どうして歌を歌わせるのかと先生に聞いたら、そこは私語を言わせない。それでその子はのために学校へ行かなくなると。自分が廊下を歩いているときにお友達同士でお話することを禁止するようないやうな学校には行かれないといふことで、中学二年から学校へ行かなくなつたわけがございします。そういううな一人ずつの子供の理由。私がずっと十年近く追つた子はシャガールとそしてシャガールの絵が好きだつたわけです。そうしたら、それだけで退魔的であるといふことで学校へ行かなくなりまして。そういう絵とか音楽とか体育とか、そういうところにも希有な才能はたくさんございま

むしろ私は、私は大変物理と数学が好きなんです。ですから、そういうことがあったら大変うれしいなと思いますけれども、天才ではなかったから飛び級はできませんけれども、どちらかといいますと、やはり数学とか物理で尺度が決まるということの方が大変心配でございます。

隣の江本さんがそれはやっぱり体育でもやってもらわなきゃなと盛んにおっしゃっているのです。私が代理質問をさせていただきました。

○参考人(有馬朗人君)　ありがとうございました。

スポーツ及び音楽は我々十分議論をいたしました。音楽とスポーツに関してはやはり家庭とか地域社会が、今十分とは言わなくても、数学や物理に比べてはるかに希有な才能を発掘する力を持っています。それでも音楽の指導などは、日

本でやるよりはニューヨークのジュリアードに行ってしまうなという例も幾つか聞かされました。ですが、それにしても音楽とかスポーツでありますとか当地域社会で育つ。ところが、数学とか物理はそういうことがほとんどないの

でこの階級と物運からやらせていただくという事です。ですから、決してスポーツと絵画あるいは音楽を無視していたわけではございません。それから、登校拒否のことでありますが、私の

娘が、實に非常によくできたのですけれども、体が悪くて手術した結果、学校へ行くのが嫌になった。二つの理由がありました。一つは体が悪かったから、それからもう一つは学校が退屈であつた。行つて教えてくれる内容が、うちでもう自分で勉強しちやつたことで済んでしまふ、何も学校へ行く必要はないといふので、中学校の終わりごろから高等学校を完全に登校拒否いたしました。お恥かしい次第です。しかしながら、大学入試資格試験をばつと受けてばつと入りました。だから、こういう道があるということが身にし

みておりましたので、中学校登校拒否も、何らかの格好で中学校の校長先生が御努力になって中学校卒業資格を与えてくださるなり、それからもう一つ、中学校卒業資格の検定試験を学校へ行かなくても、病気でなくても受けられるようにしたいというのは、私はこういう経験に基づいた信念から提案した次第です。

これに対して大分、特に新聞社などでは御批判がありました。今せつかく中学校登校拒否の子供たちに対しては校長先生や教育委員会、学校等が努力して何らかの格好で卒業させているとき、何もわざわざまた試験を加えて中学校卒業資格試験など受けさせるとは何事かというそういう御批判がありましたが、学校に全く行かないような丈夫な子がいるということを御理解賜りたい。そういう人たちは、一日ぐらい校長先生のところへ行って卒業資格与えてくださいと言って、校長先生は困られるんです。

ですから、中学校卒業資格の試験も加えてください、それもっと今までの規制を緩和して、体の悪い子はもちろんだけれども、健全な子でも何らかの理由で学校に行かない者が受けられ、しかも卒業資格が与えられるようにしていただきたいということをお願いして、これは中教審の答申の中に書き込まれていると思います。ですから、新聞社の方々にぜひとも誤解がないように御理解賜りたいと思つていた次第です。

○阿部幸代君　先生、個性とかあるいは才能とか、こういうものがネグレクトされてしまう背景といいますが根源というのは、私はやっぱり日本の教育が多数人一斉方式、これが諸悪の根源だと思っんです。同じ勉強をしても個性を発揮し能力を発揮することはできるんですね。

私は教育現場で日本の教育を担当しました。小学校と高校をやったんですけれども、例えば二酸化炭素と酸素だったから、重さ比べ、さまざまな方法があるわけです。さまざまな方法でやってみました。それでも最後に納得できない子が一人いてわからぬと手を挙げたんで、じゃ一緒にやり

ましよう、一対一になるんですが、もっと人数が少なければ本当に日本の教育は個性や能力が生き生きと発揮できる場になっていくと思うんですが、どうでしょうか。

○参考人(有馬朗人君) 賛成ですね。

これはここに議論して書いておいたと思うんですよ。中教審の答申の二十四ページ、「教員配置の改善」というところに先生の御説を書いてあります。「今後、教員配置の改善を進めるに当たっては、当面、教員一人当たりの児童生徒数を欧米並みの水準に近づけることを目指して改善を行うことを提言したい。」ということを書いておりまして、これは私も大いに賛成でありまして、これは中教審で十分議論した……

○本岡昭次君 予算減らそうとしていますから、先生頼みますよ。

○参考人(有馬朗人君) よろしくお願いしたい。
高等教育もふやして、お願いします。今重要なポ
イントです。

私はその上に、仮に三十人になったって、三人は物すごくできる子がいるが、三人はゆっくりしかいかない、それを分けて教えてください。何もすべての科目に分けるなんて言わない。九九のお話をさっき田沢先生しておられた。九九がわかるように分数の割り算、特に割り算、ああいうものに關しては、ゆっくり理解する子には丁寧に見える、そういう意味では教員をふやさなきゃいかぬと書いてございますので、どうぞ予算要求がありました折にはよろしくお願いいたします。

○馳浩君 有馬先生は理系の先生だということだけでひかえていた点があるんですが、大学の教育の充実の面で、日本は科学技術創造立国を旨指そうとしております。ということは、今現在科学技術模倣立国であるというふうに考えた方がいいと思うのです。大学の先生方も基礎研究をより一層充実されるために企業との連携等をされていくのでありますが、その研究の成果、これを知的財産権であるとかあるいは特許であるとかというふうに考えましたときに、その研究の成果

の帰属をどうしたらいいのかという問題を私はひとつ考えてほしいなと思うんですね。私の一つの希望としては個人に帰属できるようなシステムが必要ではないかという点、その点についてのお考えをぜひお聞かせいただきたいと思います。

○参考人(有馬朗人君) 大学はかなり成果の、例えば特許はかなり大学の研究者に、教員に任せています。国立研究所がこの問題があつて、今度国立研究所も大幅に研究者に特許については権限を分けるようにしたと思います。これはもう一度調べてみなきゃいけません。

企業との連携に関しては、やはり大学の自治ということがありますから、その大学の自治の範囲で企業との連携を大いにやるべきだと思います。その点に關しても大分文部省の方も検討して、大学の教員が産業界あるいは地域社会と協力をするということのために規制を随分緩和してくれたと思います。昔はきちつと勤務時間が決まっていた、産業界なり地域社会と協力するのはその時間外でやらなきゃいけない、これがかなり緩和されつつあると思います。こういう点では大分努力している。

ちなみに申しますと、アメリカの大学は毎年一番多いのがカリフォルニアだったかMITだったか、二百ぐらいの特許を取っている。そして、二十番目ぐらいの大学が二十幾つ取っている。日本で一番いい大学は東海大学で二十番目ぐらい、アメリカの二十番目ぐらいの二十幾つか取っています。私がいた東京大学は二つしか取っていない。これが今大学と特許の関係を改善しなきゃならないと思っているポイントの一つです。

しかしながら、そこで問題になってくるのは、日本の大学は、国として特許を持つんじゃないやなくて、どちらかというときまで研究者に任せていたところがある。そのために大学の特許の件数が見かけ上少ないんですね。個人が持っている特許が結構ある。だから、東京大学だって決して一年に二つしかないんじゃないことではなくて、もっとたくさんあるんだけれども、大学が持っているのは、

その程度。これをアメリカ型にしようか、それとも日本のように研究者に渡すか、特に大学は、どちらがいいかということは今後検討していかなければならないと思つています。しかし、成果の帰属はかなり大学関係は研究者本人に渡しているところがございます。

○小野清子君 時間がまだあるようなので、一つ御質問したいと思います。

先ほどスポーツは地域社会で教えるべきであるというお話で、この件にしましては、中高体連の先生たちは逆に大変心配していらつしやいますね。今までの道が消えてしまうような御心配をしてるようです。

例えば高校野球の場合には、まさに高校という学校教育の場が非常にベースとなつて行われてるわけですね。サッカーの方が幾分クラブシステムに移つてゐる。しかし、先ほど江本先生からもお話しありましたけれども、種目によって時があるんですね。水泳などはもう小学生からやらなければ絶対間に合わない、体操もそうです、フィギュアスケートもそうです。先ほどお話のあったタイガー・ウッズは二歳からゴルフのレッスンを始めたという話題の人です。

地域社会のコミュニティの核としてスポーツが行われていくことは理想なんですございますが、ただしその場合に施設と指導者をどうするかというところで、現在オリンピックに出てくる選手たちは、ほとんど自分たちで施設に通ひ、指導者にお金を払い、フィギュアスケートなどはゴーチの宿泊費から指導料から飛行機賃まで全部持つんですね。というぐあいに、地域に移れば移るほど個人の負担が大きくなっていくわけですね。どれくらいお金がかかるかというと、水泳の選手一人育てるのに二千万円以上かかる。それが個人の負担になっている。

地域に移すという理想を実現するということは非常に現実的には難しい問題で、しかし、これから生涯スポーツの時代を考えると、ゼロ歳から百歳を対象に地域のコミュニティスポーツが振

興しなきゃならない。これは当然なんですけれども、そこへ行くときの指導者の確保あるいは生活保障、施設整備、こういったものが、これからの時代のまさに変革をしなきゃならない問題だと思つたところ、中教審でどんなぐあいに議論をされたのか伺いたいと思つてます。

○参考人(有馬朗人君) 御指摘のとおりでありまして、まだ地域社会はそういう面では十分育ってないです。ですから、これは地域社会として、今おっしゃられた施設であるとかあるいはボランティア的な指導者であるとか、そういうものをもつと養成したり充実させる必要があるということとを既に答申しております。ですが、予算を幾ら準備しろということまでは具体的には申し上げておりません。しかし、その点が重要だということとは既に指摘してある。

それから、もう一つ考えていただきたいことがあるんです。これは必ずしもこの中教審の答申の中には書いてありませんけれども、私が経験したことを申し上げると、地方の中学校に遊びに行つたことがあるんですが、その先生たちと部活の話をしてました。そうすると、その先生たちは朝早く来て部活をやリ、放課後もまた大変な時間部活をしてるんです。さてそこで、なぜそれが必要なのですかと言つたら、地域社会が育っていないので自分たちが責任を持ってやらなきゃならないのであるとおっしゃっていました。

そこで、私のまず質問は、その中学校の先生の住んでいる場所はどこですか、この町ですかと質問したら、隣の市ですという返事でした。そこで、私の次の質問は、なぜ隣の市の御自分の住んでおられるところの地域社会の指導者にならないのですかと質問をしました。それに対するお答えは、まだそういう組織が育っていないので、市はいんだだけども村や町ではそういう組織がないしなきゃならないのだと答えておられました。ですから、そういうことを考えますと、もう少し地域社会がボランティア組織を評価してくだ

さつてそして指導をするように、そしてまた小学校、中学校等々の空き時間を使うとか、あるいは施設をもつと積極的に使うというふうなことで、地域社会の特にスポーツなどの振興を図つていただきたいと思つています。

○田沢智治君 先生、中高一貫教育を公立でやろうというのでしよう。そうすると、六・三は義務教育ですね。高校は義務教育じゃないでしよう。だから異なるものを一つにやっちゃうというのはどういう論理ですか。

○参考人(有馬朗人君) しかし、今の段階でも私立はそうしているわけです。

○田沢智治君 私はしているけれども、公立の場合は。

○参考人(有馬朗人君) 私の言いたいことは、やはり機会均等であるべきだということが一つある。

国立と私立が中高一貫をやっているわけです。国立は例えば東大の附属高校も中高一貫です。それから駒場の筑波大学附属高校が中高一貫です。ですから、国立と私立には中高一貫があるわけです。ところが公立はないわけです。そうすると、公立に行かざるを得ない人々は、それこそ地域もあるし、そういうときにどうして公立を志向する人たちは外されるのかということが私にはわかりません。やはり機会均等であるべきだ。私学だつて中学校だけ持っているところもたくさんあります。国立でも中学校しかないところもある。しかし同時に中高一貫も持つておる。そうしたら公立にもあつてもいいじゃないかというのが私の主張です。そして中教審はそういう考え方を進めているわけです。

そして、その中高一貫をやったときの注意事項があります。それは、六年間そこに絶対いなければならぬということはやめてほしい。すなわち、おっしゃる通りに義務教育を三年間終わったところで、六年やるのはもう嫌だという子供はほかの高等学校へ行ってもいいし、あるいは義務教育段階が終わったところでやめて行つてもよろし

い。これは自由にしなさいといけない。それから今度は、ほかの中学校からあの中高一貫の高等学校のところにいきたいという子供がいれば行かせてほしい。こういう工夫は中高一貫をやるときに留意事項として今後の答申の中にも入ってくると思つています。今議論しているところで、結論がどうなるかわかりませんが、そういう方向で議論しているところです。

○委員長(清水嘉与子君) まだまだ質疑があるうかと存じますけれども、予定した時間が参りましたので、本日の調査はこの程度といたします。

有馬参考人に一言ごあいさつを申し上げます。本日は、大変お忙しい中を御出席いただきまして、大変貴重な御意見をちょうだいし、かなり幅広い議論ができたのではないかとおもうと思つております。また、終始お立ちのままで御説明いただきまして恐縮でございました。

本委員会を代表いたしまして厚く御礼を申し上げます。ありがとうございます。(拍手)

○参考人(有馬朗人君) どうもありがとうございます。最後に一言お返事をさせていただきます。やつぱり教育というのは国家百年のことでございますので、余り予算をけちらさないように、それからまたなるべく多くの自由度を与えていただきたい。よろしくお願いをいたします。

○委員長(清水嘉与子君) どうもありがとうございます。速記をとめてください。

(速記中止)

○委員長(清水嘉与子君) 速記を起こしてください。

○委員長(清水嘉与子君) 日本私立学校振興・共済事業団法案を議題といたします。小杉文部大臣。

○国務大臣(小杉隆君) このたび政府から提出いたしました日本私立学校振興・共済事業団法案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申

し上げます。

この法律案は、平成七年二月二十四日の閣議決定「特殊法人の整理合理化について」に基づき、特殊法人の整理合理化を推進し、あわせて私立学校教育の振興に資するため、日本私立振興財団と私立学校教職員共済組合を統合し、日本私立学校振興・共済事業団を設立しようとするものであります。

この法律案におきましては、日本私立学校振興・共済事業団に關し、その目的、組織、業務、財務及び会計、監督等について所要の規定を設けるとともに、私立学校教職員共済組合法の私立学校教職員共済法への改組等について規定することといたしております。

その内容の概要は次のとおりであります。

まず第一に、日本私立学校振興・共済事業団は、私立学校の教育の充実に及び向上並びにその経営の安定並びに私立学校教職員の福利厚生を図るため、補助金の交付、資金の貸付けその他私立学校教育に対する援助に必要な業務を行うとともに、私立学校教職員共済法の規定による共済制度を運営し、もって私立学校教育の振興に資することを目的とするものであります。

第二に、日本私立学校振興・共済事業団は、法人といたしますとともに、役員として、理事長一人、理事十二人以内及び監事二人以内を置き、理事長及び監事は文部大臣が、理事は文部大臣の認可を受けて理事長が、それぞれ任命することとし、その任期はいずれも二年としております。また、法人運営の適正を期するため、理事長の諮問機関として、業務の運営に關する基本的事項について審議する運営審議会を置くとともに、共済業務について、その適正な運営を図るため共済運営委員会を、また、共済制度の加入者の資格に關する決定等に対する不服を審査するため、共済審査会を置くことといたしております。

第三に、日本私立学校振興・共済事業団の業務については、私立学校教育に対する援助業務として、学校法人に対する補助金の交付、私立学校等

の経営等に必要資金の貸付け、私立学校教育の振興事業を行う者に対する助成金の交付、私立学校教育の振興のための寄附金の募集、管理及び学校法人等に対する配付、私立学校の教育条件及び経営に關する情報収集、調査研究及び指導等の業務を行い、共済制度の運営業務として、加入者またはその被扶養者の病氣、負傷または出産等に關する短期給付、加入者の退職、障害または死亡に關する長期給付、加入者等の福祉を増進するための福祉事業等の業務を行うことといたしております。

第四に、日本私立学校振興・共済事業団の財務及び会計、監督等について、一般の特殊法人の例に倣い所要の規定を設けることといたしております。

第五に、附則において、私立学校教職員共済組合法の一部を改正し、私立学校教職員共済法として私立学校教職員共済制度に關する法律に改組することといたしております。これは、私立学校教職員共済制度の内容や社会保険制度としての位置づけは維持しつつ、共済制度の管掌者を従来の共済組合から日本私立学校振興・共済事業団に変更し、また、従来の「組合員」を共済制度の「加入者」とするなど所要の改正を行うものであります。

このほか、社会保険関係各法の一部改正など、両法人の統合に伴う所要の措置を講ずることといたしております。

以上がこの法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛成くださるようお願いいたします。

○委員長(清水嘉与子君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

本案の質疑は後日に譲ります。

本日はこれにて散会いたします。

午後三時二十四分散会

四月十一日本委員会に左の案件が付託された。

一、学費値下げ、大学予算増額、私学助成増額に關する請願(第八二二二号)

一、安全で、安心して学べる学校施設に關する請願(第八八四号)(第八八五号)(第八八六号)(第八八七号)

一、元満蒙開拓青少年義勇軍の戦後処理に關する請願(第八八九号)

一、小中高三十人学級の早期実現、障害児教育の充実、私学助成の大幅増額に關する請願(第九一八号)

第八二三号 平成九年三月三十一日受理

学費値下げ、大学予算増額、私学助成増額に關する請願

請願者 福岡市早良区東入部一ノ二六ノ

紹介議員 阿部 幸代君

三 宮地佳代子 外二百五十七名

大学生を持つ家庭の教育費負担は限界を超えている。ところが、大蔵省の財政制度審議会は、「教育コストに見合った負担」、「競争的で効率的な資金配分」を理由に、国立大には「学部別授業料の検討」、私学助成については「見直しを検討」という報告を打ち出している。しかし、国立大学は学部の種類や教育経費の多少を問わず同一の授業料を設定することにより、学生が自らの能力と適性によって、希望する学部に進学することを可能としてきた。この計画は、憲法で定められた「教育の機会均等」(第二十六条)、「職業選択の自由」(第二十一条)を根本から破壊するものであり、認められない。私立大学への経常費補助金については、「私立大学に対する国の補助金は二分の一以内となつてゐるが、できるだけ速やかに二分の一とするよう努めること。」(昭和五十七年参議院文教委員会「私立学校振興助成法案に対する附帯決議」)が求められており、私学助成の「見直し」など認められない。また、「近年、授業料やその他の学生納付金を含む学生生活費は消費者物価指数の伸びを上回る上昇を続けており、その負

担の軽減を図ることは、教育の機会均等を保障する上で大きな課題である。(平成七年度文部省「我が国の文教施策」)とある。大蔵省は文部省のこの認識を踏まえて、早急に「教育の機会均等を保障」し、「負担の軽減」のための具体化を図るべきである。については、次の事項について実現を図られた。

一、国立大学部別授業料導入、私学助成「見直し」計画を直ちに撤回すること。

二、国立大学の学費値上げを中止し、値下げすること。公私立大学学費も同様の措置を講ずること。

三、大学予算、私学助成を大幅に増額すること。

第八八四号 平成九年四月四日受理

安全で、安心して学べる学校施設に關する請願

請願者 茨城県牛久市刈谷町五ノ八三ノ

三 鈴木政男 外三千五百五十九名

紹介議員 阿部 幸代君

学校施設は貧困で子供は安心して学校生活を送れず、また、学習教材や体育で使うサッカーボールまで父母負担にされ教育費は増加する一方である。加えて、集団食中毒に対する学校給食の安全性への不安も募つてゐる。しかし、文教予算は臨調「行革」によつて年々削られ、取り分け学校施設整備費は昭和五十六年度の五千二百億円から二十四億四千四百億円(平成七年度)と大幅に削減されている。さらに地方行革によつて自治体の教育予算が切り捨てられ、公立学校の校舎は老朽化や破損箇所が目立っている。また、教室の採光や照明、風通し、温度や湿度、プールの水質など衛生面はもとより、危険箇所さえも放置され、事故・災害も後を絶たない。文教予算を増やし、安全で安心して学べる学校施設の整備を行うよう求める。については、次の事項について実現を図られた。

一、学校建物、及びプールなど関連施設の安全点検と必要な補強・改修を早期に行うこと。

二、学校で使用する教材や備品などの父母負担を

なくし、義務教育費の無償を実現すること。
三、子供たちが安心して食べられる直営・自校方式の給食が実施できるよう関係施設を整備すること。

第八八五号 平成九年四月四日受理
安全で、安心して学べる学校施設に関する請願
請願者 山形市やよい二ノ三ノ四〇ノ八 菅野直人 外三千五百五十九名

紹介議員 須藤美也子君
この請願の趣旨は、第八八四号と同じである。

第八八六号 平成九年四月四日受理
安全で、安心して学べる学校施設に関する請願
請願者 和歌山県東牟婁郡太地町太地三〇七六ノ二 堀端順子 外三千五百五十九名

紹介議員 西山登紀子君
この請願の趣旨は、第八八四号と同じである。

第八八七号 平成九年四月四日受理
安全で、安心して学べる学校施設に関する請願
請願者 宮崎県児湯郡高鍋町大字北高鍋四、六四一ノ一 山口智己 外三千五百五十九名

紹介議員 吉川 春子君
この請願の趣旨は、第八八四号と同じである。

第八八九号 平成九年四月七日受理
元満蒙開拓青少年義勇軍の戦後処理に関する請願
請願者 茨城県北相馬郡守谷町大字板戸井二、一七五 石田時雄 外百二十名

紹介議員 狩野 安君
昭和十三年に国策として「満蒙開拓青少年義勇軍」が誕生し、文部省が担当官庁となり、半強制的な方法で終戦までに約八万六千五百三十名の子供が満州（現在、中国東北地区）へ送り出された。

これらの子供は国防の見地からソ連国境やへき地に配置され、中にはシベリアに抑留されるなど、極限状態の中で筆舌に尽くせぬ苦勞と辛酸をなめ、多数の犠牲者を出して帰国した。ところが、文部省は今日に至るまで義勇軍参加者に何らの方途を講じていない。ついては、次の事項について実現を図りたい。
一、生存者に対し、心の整理をする観点から文部大臣の書状を贈ること。
二、満蒙開拓殉難者を慰霊する「拓魂碑」を史跡に指定すること。
三、満蒙開拓青少年義勇軍の実状を小・中学校の教科書に掲載すること。
四、満蒙開拓青少年義勇軍「記念資料館」の建設に対し助成すること。

第九一八号 平成九年四月九日受理
小中高三十人学級の早期実現、障害児教育の充実、私学助成の大幅増額に関する請願
請願者 千葉県船橋市夏見五ノ三ノ二 沢田洋一 外百九十九名

紹介議員 井上 裕君
いじめによる自殺、小中学校の不登校、高校中退者の問題などが社会問題となり、また、学費高騰と公私格差の拡大によって、教育費負担も深刻な問題となつていく。ついては、次の事項について実現を図りたい。
一、小中高三十人学級（職業科二十五人、定時制二十人）を早期に実現すること。
二、義務教育費の国庫負担や私学助成の国庫補助制度を守ること。
三、教職員の多忙を解消するために、専任教職員を増やすこと。
四、私学助成を大幅に増額し、急減期特別助成を実現すること。
五、希望するすべての子供に高校教育を保障すること。
六、希望するすべての障害児に義務教育修了後の教育を保障し、充実させること。

七、教育費の父母負担を軽減し、教育費の無償化計画を立てること。
八、地震対策を強化するために、全国の学校の安全点検・補強・改修を行うこと。

四月十四日日本委員会に左の案件が付託された。
一、日本私立学校振興・共済事業団法案

日本私立学校振興・共済事業団法案
日本私立学校振興・共済事業団法案

目次

第一章 総則（第一条—第八条）

第二章 役員等（第九条—第二十一条）

第三章 業務（第二十二条—第二十六条）

第四章 財務及び会計（第二十七条—第三十七条）

第五章 監督（第三十八条—第三十九条）

第六章 雑則（第四十条—第四十一条）

第七章 罰則（第四十二条—第四十四条）

附則

第一章 総則

（設立の目的）

第一条 日本私立学校振興・共済事業団は、私立学校の教育の充実及び向上並びにその経営の安定並びに私立学校教職員の福利厚生を図るため、補助金の交付、資金の貸付けその他私立学校教育に対する援助に必要な業務を総合的かつ効率的に行うとともに、私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号。以下「共済法」という。）の規定による共済制度を運営し、もって私立学校教育の振興に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 私立学校 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第二条第二項に規定する私立学校をいう。

二 学校法人 私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十五号）第三条に規定する学校法人をいう。

三 準学校法人 私立学校法第六十四条第四項の法人をいう。

四 専修学校 学校教育法第八十二条の二に規定する専修学校をいう。

五 各種学校 学校教育法第八十三条第一項に規定する各種学校をいう。

（法人格）

第三条 日本私立学校振興・共済事業団（以下「事業団」という。）は、法人とする。

（事務所）

第四条 事業団は、主たる事務所を東京都に置く。

（資本金）

第五条 事業団の資本金は、附則第六条第四項の規定により政府から出資があつたものとされた金額とする。

（登記）

第六条 事業団は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。
2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもって第三者に対抗することができない。
（名称の使用制限）

第七条 事業団でない者は、日本私立学校振興・共済事業団という名称を用いてはならない。
（民法の準用）

第八条 民法（明治二十九年法律第八十九号）第四

第十四条及び第五十条の規定は、事業団について準用する。

第二章 役員等

(役員)

第九条 事業団に、役員として、理事長一人、理事十二人以内及び監事二人以内を置く。

(役員職務及び権限)

第十条 理事長は、事業団を代表し、その業務を総理する。

2 理事は、理事長の定めるところにより、事業団を代表し、理事長を補佐して事業団の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

3 監事は、事業団の業務を監査する。

4 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は文部大臣に意見を提出することができる。

(役員任命)

第十一条 理事長及び監事は、文部大臣が任命する。

2 理事は、文部大臣の認可を受けて、理事長が任命する。

(役員任期)

第十二条 役員の任期は、二年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

(役員欠格条項)

第十三条 政府又は地方公共団体の職員(非常勤の者を除く)は、役員となることができない。

(役員解任)

第十四条 文部大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が前条の規定により役員となることができない者に該当するに至ったときは、その役員を解任しなければならない。

2 文部大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号のいずれかに該当するとき、その他役員たるに適しないと認めるとき

は、その役員を解任することができる。
一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

二 職務上の義務違反があるとき。

3 理事長は、前項の規定により理事を解任しようとするときは、文部大臣の認可を受けなければならない。

(役員兼職禁止)

第十五条 役員(非常勤の者を除く)は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、文部大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

(代表権の制限)

第十六条 事業団と理事長又は理事との利益が相反する事項については、これらの者は、代表権を有しない。この場合には、監事が事業団を代表する。

(運営審議会)

第十七条 事業団に、運営審議会(以下「審議会」という)を置く。

2 審議会は、理事長の諮問に応じ、事業団の業務の運営に関する基本的事項(共済業務(第二十二条第一項第六号から第八号まで、同条第二項並びに同条第三項第一号及び第二号の業務をいう。以下同じ)のみに係るものを除く)について審議する。

3 審議会は、前項の事項に関し、理事長に対して意見を述べることができる。

4 審議会は、十人以内の委員で組織する。

5 委員は、事業団の業務の適正な運営に必要な学識経験を有する者のうちから、文部大臣の承認を受けて、理事長が任命する。

6 第十二条の規定は、委員について準用する。

7 委員の互選により会長として定められた者は、審議会の会務を総理する。

8 前各項に定めるもののほか、審議会の運営に關し必要な事項は、審議会が定める。

(共済運営委員会)

第十八条 共済業務の適正な運営を図るため、共

済法の定めるところにより、事業団に共済運営委員会を置く。

(共済審査会)

第十九条 共済法第十四条第一項に規定する加入者の資格に関する決定等に対する不服を審査するため、共済法の定めるところにより、事業団に共済審査会を置く。

(職員任命)

第二十条 事業団の職員は、理事長が任命する。

(役員及び職員の公務員たる性質)

第二十一条 事業団の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章 業務

(業務)

第二十二条 事業団は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 私立学校の教育に必要な経費に対する国の補助金で政令で定めるものの交付を受け、これを財源として、学校法人に対し、補助金を交付すること。

二 学校法人又は準学校法人に対し、その設置する私立学校又は職業に必要な技術の教授を目的とする私立の専修学校若しくは各種学校で政令で定めるものの施設の整備その他経営のため必要な資金を貸し付け、及び私立学校の教育(私立の専修学校及び各種学校の教育を含む。以下この項において同じ)に関連してその振興上必要と認められる事業を行う者に、その事業について必要な資金を貸し付けること。

三 私立学校教育の振興上必要と認められる事業を行う学校法人、準学校法人その他の者に、その事業について助成金を交付すること。

四 私立学校教育の振興のための寄付金を募集し、管理し、及び学校法人、準学校法人その他私立学校教育の振興上必要と認められる事

業を行う者に対し、その配付を行うこと。
五 私立学校の教育条件及び経営に関し、情報の収集、調査及び研究を行い、並びに関係者の依頼に応じてその成果の提供その他の指導を行うこと。

六 共済法第二十条第一項に規定する短期給付を行うこと。

七 共済法第二十条第二項に規定する長期給付を行うこと。

八 共済法第二十六条第一項に規定する福祉事業を行うこと。

九 第一号から第五号までの業務に附帯する業務を行うこと。

2 事業団は、前項の規定により行う業務のほか、老人保健法(昭和五十七年法律第八十号)の規定による拠出金、国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)の規定による拠出金及び国民年金法(昭和三十四年法律第四十一号)の規定による基礎年金拠出金の納付に関する業務を行う。

3 事業団は、前二項の規定により行う業務のほか、次の業務を行うことができる。

一 共済法第二十条第三項に規定する短期給付を行うこと。

二 共済法第二十六条第二項に規定する福祉事業を行うこと。

三 私立学校の教育の充実及び向上並びにその経営の安定を図るため必要な業務を行うこと。

4 第一項第三号の規定による助成金の交付は、前事業年度における損益計算上の利益金に係る第三十二条第一項に規定する残余の額の範囲内において行うものとする。

5 事業団は、第三項第三号の業務を行おうとするときは、文部大臣の認可を受けなければならない。

(共済規程)

第二十三条 事業団は、共済法の定めるところにより、共済業務に関する重要事項について、共

済規程を定めなければならない。

(助成業務方法書及び共済運営規則)

第二十四条 事業団は、助成業務(第二十二條第一項第一号から第五号まで及び第九号並びに同條第三項第三号の業務をいう。以下同じ)の執行に關して必要な事項を助成業務方法書で定めなければならない。

2 事業団は、共済業務の執行に關して必要な事項を共済運営規則で定めなければならない。

3 事業団は、助成業務方法書又は共済運営規則を変更しようとするときは、文部大臣の認可を受けなければならない。

4 助成業務方法書及び共済運営規則に記載すべき事項は、文部省令で定める。

(補助金の交付の決定の取消し及び返還等)

第二十五条 補助金等に係る予算の執行の適正化に關する法律(昭和三十年法律第七十九号)第十條第一項及び第二項、第十七條第一項、第十八條第一項及び第二項、第十九條から第二十一条の二まで並びに第二十四条の二の規定は、第二十二條第一項第一号の規定により事業団が交付する補助金について準用する。この場合において、同法第十條第一項及び第二項、第十八條第一項及び第二項、第十九條第三項、第二十条、第二十一条第一項、第二十一条の二並びに第二十四条の二中「各省各庁の長」とあるのは「日本私立学校振興・共済事業団の理事長」と、同法第十七條第一項中「各省各庁の長」とあるのは「日本私立学校振興・共済事業団の理事長」と、

「日本私立学校振興・共済事業団の理事長」とあるのは「各省各庁の長の処分」とあるのは「私立学校法第四條に規定する所轄庁の処分」と、同法第十九條第一項及び第二項中「国」とあるのは「日本私立学校振興・共済事業団」と読み替へるものとする。

(貸付業務の委託)

第二十六条 事業団は、文部大臣の認可を受けて、銀行その他の金融機関に第二十二條第一項第二号の業務の一部を委託することができ

2 事業団は、前項の規定により銀行その他の金融機関に業務の一部を委託しようとするときは、その金融機関に対し、当該委託業務に關する準則を示さなければならない。

第四章 財務及び会計

(事業年度)
第二十七条 事業団の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

(事業計画等の認可)

第二十八条 事業団は、毎事業年度、事業計画、予算及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、文部大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(決算)

第二十九条 事業団は、毎事業年度の決算を翌年度の五月三十一日までに完結しなければならない。

(財務諸表等)

第三十条 事業団は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下「財務諸表」という)を作成し、これに当該事業年度の業務報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書(以下この条において「業務報告書等」という)を添へ、監事の意見を付けて、決算完結後二月以内に文部大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 理事長は、財務諸表及び業務報告書等に監事の意見を付けて、決算完結後一月以内に、これを審議会及び共済運営委員会に提出しなければならない。

3 事業団は、第一項の規定による文部大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表を官報に公告し、かつ、財務諸表及び附屬明細書並びに業務報告書等を各事務所に備えて置かなければならない。

(区分経理)

第三十一条 事業団の経理については、次の各号ごとに区分し、それぞれ勘定を設けて整理しな

ければならない。

一 助成業務に係る経理

二 第二十二條第一項第六号の業務、同條第二項に規定する老人保健法の規定による拠出金及び国民健康保険法の規定による拠出金の納付に關する業務並びに同條第三項第一号の業務に係る経理(第五号に掲げるものを除く)。

三 第二十二條第一項第七号の業務及び同條第二項に規定する国民年金法の規定による基礎年金拠出金の納付に關する業務に係る経理(第五号に掲げるものを除く)。

四 第二十二條第一項第八号及び同條第三項第二号の業務に係る経理

五 第二号及び第三号に掲げる業務に係る事務に係る経理

2 附則第六條第四項の規定により政府から出資があつたものとされた金額及び第五條第二項の規定により政府が出資する金額に係る経理は、前項第一号の経理に係る勘定において行うものとする。

(利益及び損失の処理)

第三十二条 事業団は、前條第一項第一号の経理に係る勘定において、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額のうち、翌事業年度において第二十二條第一項第三号の助成金の財源に充てられる額を控除した額は、積立金として整理しなければならない。

2 事業団は、前條第一項第一号の経理に係る勘定において、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

3 前二項の規定は、前條第一項第二号から第五号までの経理に係る勘定について準用する。この場合において、第一項中「その残余の額」のう

ち、翌事業年度において第二十二條第一項第三号の助成金の財源に充てられる額を控除した額」とあるのは、「その残余の額」と読み替へるものとする。

4 前條第一項第一号の経理に係る勘定における利益金の計算の方法に關し必要な事項は、文部省令で定める。

(借入金及び私学振興債券)

第三十三条 事業団は、助成業務に必要な費用に充てるため、文部大臣の認可を受けて、長期借入金若しくは短期借入金をし、又は私学振興債券(以下この条及び次条において「債券」という)を発行することができる。

2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、文部大臣の認可を受けて、これを借り換へることが

3 前項ただし書の規定により借り換へた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

4 事業団は、共済業務に必要な費用に充てるため、短期借入金及び長期借入金をしてはならない。ただし、私立学校教職員の福利厚生を因るため必要な場合において、文部大臣の認可を受けたときは、この限りでない。

5 第二項及び第三項の規定は、前項ただし書の規定による短期借入金について準用する。

6 第一項の規定による債券の債権者は、事業団の財産について他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

7 前項の先取特権の順位は、民法の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

8 事業団は、文部大臣の認可を受けて、債券の發行に關する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。

9 商法(明治三十二年法律第四十八号)第三百九條、第三百十條及び第三百十一條の規定は、前

項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。

10 第一項及び第六項から前項までに定めるもののほか、債券に關し必要な事項は、政令で定める。

(償還計画)

第三十四条 事業団は、毎事業年度、長期借入金及び債券の償還計画を立てて、文部大臣の認可を受けなければならない。

(余裕金の運用)

第三十五条 事業団は、次の方法による場合を除くほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

一 国債、地方債その他文部大臣の指定する有価証券の取得

二 銀行その他文部大臣の指定する金融機関への預金又は郵便貯金

三 信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭信託

2 事業団は、前項の規定にかかわらず、政令で定める方法により、第三十一条第二号から第四号までの経理に係る勘定に属する業務上の余裕金を運用することができる。

(給与及び退職手当の支給の基準)

第三十六条 事業団は、その役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定めようとするときは、文部大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(文部省令への委任)

第三十七条 この法律及びこの法律に基づく政令に規定するもののほか、事業団の財務及び会計に關し必要な事項は、文部省令で定める。

第五章 監督

(監督)

第三十八条 事業団は、文部大臣が監督する。

2 文部大臣は、この法律又は共済法を施行するため必要があると認めるときは、事業団に対して、その業務に關し監督上必要な命令をするこ

とができる。

(報告及び検査)

第三十九条 文部大臣は、この法律又は共済法を施行するため必要があると認めるときは、事業団に対してその業務及び資産の状況に關し報告をさせ、又はその職員に、事業団の事務所その他の施設に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

4 厚生大臣は、事業団に対し、随時、共済業務及びこれに係る資産の状況について報告をさせることができる。

第六章 雑則

(解散)

第四十条 事業団の解散については、別に法律で定める。

(大蔵大臣との協議)

第四十一条 文部大臣は、次の場合には、あらかじめ、大蔵大臣に協議しなければならない。

一 第二十二條第五項、第二十四條第三項、第二十六條第一項、第二十八條、第三十三條第一項、第二項ただし書若しくは第八項又は第三十四條の規定による認可(第二十四條第三項の規定による認可にあつては助成業務方法書に係るものに、第二十八條の規定による認可にあつては第三十一條第一項第一号、第三十四條又は第五号の経理に係るものに、第三十四條の規定による認可にあつては第三十一條第一項第一号の経理に係るものに限る。)をしようとするとき。

二 第二十四條第四項の規定により助成業務方法書に記載すべき事項について文部省令を定めようとするとき、又は第三十二條第四項若しくは第三十七條の規定により文部省令を定めようとするとき。

三 第三十條第一項又は第三十六條の規定による承認第三十條第一項の規定による承認にあつては、第三十一條第一項第一号、第三号又は第五号の経理に係るものに限る。)をしようとするとき。

四 第三十五條第一項第一号又は第二号の規定による指定をしようとするとき。

第七章 罰則

(罰則)

第四十二條 第三十九條第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合においては、その違反行為をした事業団の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

第四十三條 次の各号のいずれかに該当する場合においては、その違反行為をした事業団の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一 この法律により文部大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかったとき。

二 第六條第一項の政令の規定に違反して登記することを怠つたとき。

三 第二十二條第一項から第三項までに規定する業務以外の業務を行つたとき。

四 第三十條第三項の規定に違反して、公告を怠り、又は不実の公告をしたとき。

五 第三十五條の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

六 第三十八條第二項の規定による文部大臣の命令に違反したとき。

第四十四條 第七條の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十年一月一日から施行する。ただし、次条及び附則第三條の規定は、公布の日から施行する。

しくは第三十七條の規定により文部省令を定めようとするとき。

三 第三十條第一項又は第三十六條の規定による承認第三十條第一項の規定による承認にあつては、第三十一條第一項第一号、第三号又は第五号の経理に係るものに限る。)をしようとするとき。

四 第三十五條第一項第一号又は第二号の規定による指定をしようとするとき。

第七章 罰則

(罰則)

第四十二條 第三十九條第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合においては、その違反行為をした事業団の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

第四十三條 次の各号のいずれかに該当する場合においては、その違反行為をした事業団の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一 この法律により文部大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかったとき。

二 第六條第一項の政令の規定に違反して登記することを怠つたとき。

三 第二十二條第一項から第三項までに規定する業務以外の業務を行つたとき。

四 第三十條第三項の規定に違反して、公告を怠り、又は不実の公告をしたとき。

五 第三十五條の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

六 第三十八條第二項の規定による文部大臣の命令に違反したとき。

第四十四條 第七條の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十年一月一日から施行する。ただし、次条及び附則第三條の規定は、公布の日から施行する。

(事業団の設立)

第二条 文部大臣は、事業団の理事長となるべき者及び監事となるべき者を指名する。

2 前項の規定により指名された理事長となるべき者及び監事となるべき者は、事業団の成立の時において、この法律の規定により、それぞれ理事長又は監事に任命されたものとする。

第三条 文部大臣は、設立委員を命じて、次項及び第四項に規定する事務その他の事業団の設立に關する事務を処理させる。

2 設立委員は、あらかじめ附則第六條第一項の規定による解散前の日本私学振興財団の運営審議会の意見を聴いて、助成業務方法書を作成し、文部大臣の認可を受けなければならない。

3 文部大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、大蔵大臣に協議しなければならない。

4 設立委員は、あらかじめ附則第五條第一項の規定による解散前の私立学校教職員共済組合の運営審議会の意見を聴いて、共済規程及び共済運営規則を作成し、文部大臣の認可を受けなければならない。

5 第二項の規定により作成された助成業務方法書並びに前項の規定により作成された共済規程及び共済運営規則は、事業団の成立の時に於いて、それぞれ、事業団の助成業務方法書並びに共済規程及び共済運営規則となるものとする。

6 設立委員は、事業団の設立の準備を完了したときは、遅滞なく、その旨を文部大臣に届け出るとともに、その事務を前条第一項の規定により指名された理事長となるべき者に引き継がなければならない。

第四条 事業団は、前条第六項の規定による届出があつたときは、平成十年一月一日に成立する。

(私立学校教職員共済組合の解散等)

第五条 私立学校教職員共済組合は、事業団の成

立の時に於いて解散するものとし、その一切の権利及び義務は、その時に於いて事業団が承継する。

2 私立学校教職員共済組合の平成九年四月一日に始まる事業年度は、私立学校教職員共済組合の解散の日の前日に終わるものとする。

3 私立学校教職員共済組合の平成九年四月一日に始まる事業年度に係る決算及び財務諸表については、なお従前の例による。この場合において、当該決算の完結の期限は、解散の日から起算して二月を経過する日とする。

4 第一項の規定により私立学校教職員共済組合が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

(日本私学振興財団の解散等)

第六條 日本私学振興財団は、事業団の成立の時に於いて解散するものとし、その一切の権利及び義務は、その時に於いて事業団が承継する。

2 日本私学振興財団の平成九年四月一日に始まる事業年度は、日本私学振興財団の解散の日の前日に終わるものとする。

3 日本私学振興財団の平成九年四月一日に始まる事業年度に係る決算及び財務諸表については、なお従前の例による。この場合において、当該決算の完結の期限は、解散の日から起算して二月を経過する日とする。

4 第一項の規定により事業団が日本私学振興財団の権利及び義務を承継したときは、その承継の際における日本私学振興財団に対する政府の出資金に相当する金額は、事業団の設立に際し政府から事業団に出資されたものとする。

5 第一項の規定により日本私学振興財団が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

(非課税)

第七條 附則第五條第一項及び前条第一項の規定により事業団が権利を承継する場合における当該承継に伴う不動産の登記については、登録免

許税を課さない。

2 附則第五條第一項及び前条第一項の規定により事業団が権利を承継する場合における当該承継に係る不動産又は自動車取得に對しては、不動産取得税若しくは土地の取得に對して課する特別土地保有税又は自動車取得税を課することができない。

3 附則第五條第一項の規定により事業団が権利を承継し、かつ、引き続き保有する土地のうち、私立学校教職員共済組合が昭和四十四年一月一日前に取得したもの及び地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第五百九十九条第一項の規定により申告納付すべき日の属する年の一月一日において都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第七條第一項に規定する市街化区域内に所在する土地以外の土地で同日において私立学校教職員共済組合が当該土地を取得した日以後十年を経過したものに対しては、土地に對して課する特別土地保有税を課することができない。

(職員の身分の取扱い)

第八條 事業団は、附則第五條第一項の規定により解散する私立学校教職員共済組合及び附則第六條第一項の規定により解散する日本私学振興財団の職員が引き続き事業団の職員としての身分を取得するように措置しなければならない。

(名称の使用制限等に関する経過措置)

第九條 この法律の施行の際現に日本私立学校振興・共済事業団という名称を使用している者については、第七條の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

第十條 事業団の最初の事業年度は、第二十七條の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、平成十年三月三十一日に終わるものとする。

第十一條 事業団の最初の事業年度の事業計画、予算及び資金計画については、第二十八條中「当該事業年度の開始前に」とあるのは、「事業

団の成立後遅滞なく」とする。

(区分経理の特例)

第十二條 事業団は、第三十一條第一項第一号の經理に係る勘定において第三十二條第一項に規定する残余を生じたときは、第三十一條第一項の規定にかかわらず、私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第四百十号)附則第七項に規定する費用等で政令で定めるものに充てるため、その残余の額の一部を第三十一條第一項第三号の經理に係る勘定に繰り入れることができる。この場合において、第三十二條第一項中「第二十二條第一項第三号の助成金の財源に充てられる額」とあるのは、「第二十二條第一項第三号の助成金の財源に充てられる額及び前条第一項第三号の經理に係る勘定に繰り入れられる額」とする。

(私立学校等の特例)

第十三條 この法律(第二十二條第一項第一号を除く。)において、私立学校には、当分の間、学校教育法第百二條第一項の規定により学校法人以外の者によつて設置された私立の盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園を含み、学校法人には、当分の間、同項の規定によりこれらの学校を設置する学校法人以外の者を含むものとする。

(年金保険者たる共済組合等に係る拠出金の納付が行われる場合における事業団の業務の特例)

第十四條 厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)附則第十八條第一項に規定する拠出金の納付が同項の規定により行われる場合における第二十二條第二項及び第三十一條第一項第三号の規定の適用については、第二十二條第二項中「及び国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)の規定による基礎年金拠出金」とあるのは、「国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)の規定による基礎年金拠出金及び厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)の規定による拠出金」と、第三十一條第一項第三号中「及

び同条第二項に規定する国民年金法の規定による基礎年金拠出金」とあるのは「並びに同条第二項に規定する国民年金法の規定による基礎年金拠出金及び厚生年金保険法の規定による拠出金」とする。

(日本私学振興財団法の廃止)

第十五條 日本私学振興財団法(昭和四十五年法律第六十九号)は、廃止する。

(日本私学振興財団法の廃止に伴う経過措置)

第十六條 前条の規定の施行前に同条の規定による廃止前の日本私学振興財団法(第十一條、第十二條、第十七條及び第十八條を除く。)の規定によりした処分、手続その他の行為は、この法律中の相當する規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

(私立学校教職員共済組合法の一部改正)

第十七條 私立学校教職員共済組合法(昭和二十八年法律第二百四十五号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

私立学校教職員共済法

目次中「第六條の二」を「第六條」に、「第二章 役員(第七條・第十一條)」を「第二章 附則」に、「運営審議会を共済運営委員会」に、「組合員」を「加入者」に、「業務」を「給付及び福祉事業」に、「第一節 総則(第十八條・第十九條)」を「第一節 附則」に、「審査会」を「共済審査会」に、「第八章 會計(第三十九條・第四十一條)」を「第九章 監督(第四十二條・第四十五條)」を「第八章及び第九章 附則」に、「第五十條・第五十三條」を「第五十條・第五十一條」に改める。

第一條を次のように改める。

(目的)

第一條 この法律は、私立学校教職員の相互扶助事業として、私立学校教職員の病氣、負傷、出産、休業、災害、退職、障害若しくは死亡又はその被扶養者の病氣、負傷、出産、死亡若しくは災害に関する給付及び福祉事業

職員と
教職員等と

校教職員共済法に規定する加入
同じ。）

学校教職員共済
項に規定する教
以下同じ。）が

に改める。

第二十五条の表第四十一項の項中「私立学校教職員共済組合（以下「組合」を「日本私立学校振興・共済事業団（以下「事業団」に改め、同表第四十七条第二項の項中「保険医療機関又は」を「保険医療機関若しくは」に、「私立学校教職員共済組合法」を「私立学校教職員共済法」に改め、同表第五十二條の二の項中「私立学校教職員共済組合法」を「私立学校教職員共済法」に改め、同表第五十二條第一号の項下欄中「組合」を「事業団」に改め、同項の次に次のように加える。

第五十五条第一項第二号		
組合員（組合員及び私学共済制度の加入者）	加入者（組合員）	
組合員	加入者	
組合	事業団	

第二十五条の表第五十五條第二項及び第三項の項中「業務方法書」を「共済運営規則（日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第 号）第二十四条第一項に規定する共済運営規則をいう。以下同じ。）」に改める。

第二十五条の表第五十九條第一項の項を次のように改める。

第五十九條第一項			
組合員の組合員で	加入者の加入者で	組合員の組合員	加入者の加入者
給付又は私立学校教職員共済法による給付	給付	組合員	被保険者をいう
組合員、私学共済制度の加入者	組合員	被保険者をいう	加入者
当該組合	加入者		

第二十五条の表第六十條第二項の項の次に次のように加える。

第六十一條第二項	
組合員で	加入者で
もとの組合	事業団

第二十五条の表第六十八條の項中「業務方法書」を「共済運営規則」に改める。

第二十五条の表第六十九條の項の次に次のように加える。

第七十四條第一項第一号	
除く。）私立学校教職員共済法による年金である給付（退職を給付事由とする年金である給付を除く。）	除く。）
第七十四條第一項第二号及び第三号	
給付、私立学校教職員共済法による年金である給付	給付

第二十五条の表第七十四條第二項の項中「除く。）の下に「が支給する年金である給付、私立学校教職員共済法による年金である給付」を加え、同項下欄中「共済組合」の下に「が支給する年金である給付」を加え、同項の次に次のように加える。

第七十四條第四項	
給付、私立学校教職員共済法による年金である給付	給付
第七十四條の二第二項及び第三項	
給付若しくは私立学校教職員共済法による年金である給付	給付

第二十五条の表第七十四條の四の項の次に次のように加える。

第七十六條第一項各号	
組合員期間	加入者期間（私立学校教職員共済法第七十七條第一項に規定する加入者期間をいう。以下同じ。）

第二十五条の表第七十七條第一項の項中

平均標準報酬月額（組合員期間の計算の基礎となる各月の掛金の標準となつた標準報酬の月額を平均した額をいう。以下同じ。）	平均標準給与月額（私立学校教職員共済法第二十三條に規定する平均標準給与月額をいう。以下同じ。）
--	---

額（私立学校教 第二十三條に規 給与月額をい を	平均標準報酬月額（組合員期間の計算の基礎となる各月の掛金の標準となつた標準報酬の月額を平均した額をいう。以下同じ。）	平均標準給与月額（私立学校教職員共済法第二十三條に規定する平均標準給与月額をいう。以下同じ。）
組合員期間	加入者期間	

改め、同項の次に次のように加える。

第七十九条第三項 給付、私立学校教職員共済法による年金である給付 給付

第二十五条の表第八十条第一項の項中「除く。」の下に「若しくは私学共済制度の加入者で長期給付に相当する給付に関する規定の適用を受けるものを加え、同表第二百二十六条の五第二項の項中

掛金及び国の負担金の合算額	掛金(老人保健法の規定による拠出金及び国民健康保険法の規定による拠出金に係る掛金を含む。)	を	掛金及び国の負担金
		定款	

の合算額	掛金(老人保健法の規定による拠出金及び国民健康保険法の規定による拠出金に係る掛金を含む。)	に改め、同表第二百二十六条の五第五項第一
	共済規程(私立学校教職員共済法第四十条第一項に規定する共済規程をいう。以下同じ。)	

号の二の項の次に次のように加える。

第二百二十六条の五第五項第四号	組合員(組合員、私学共済制度の加入者)	加入者(組合員)
-----------------	---------------------	----------

附則第十二条第一項	大蔵省令で定める要件	組合員が、文部省令で定める要件
附則第十二条第四項	大蔵大臣の認可を受けた大蔵省令で定めるところ	文部大臣の認可を受けた場合には、当該文部省令で定めるところ
附則第十二条第六項	掛金及び国の負担金の合算額	掛金(老人保健法の規定による拠出金及び国民健康保険法の規定による拠出金に係る掛金を含む。)

第二十五条の表中

附則第十二条第一項	大蔵省令で定める要件	事業団が、文部省令で定める要件
	大蔵大臣の認可を受けた組合(以下この条において「特定共済組合」という。)の組合員	文部大臣の認可を受けた場合には、加入者
	当該特定共済組合の定款	共済規程
	大蔵省令で定めるところ	文部省令で定めるところ
	当該特定共済組合の組合員	加入者
	任意継続組合員	事業団に任意継続加入者
附則第十二条第二項	当該特定共済組合の組合員	加入者
附則第十二条第三項	特定共済組合の組合員	加入者
附則第十二条第四項	特例退職組合員	特例退職加入者
	二以上の	他の
	組合員、私学共済制度の加入者を含む	組合員
附則第十二条第五項	特例退職組合員の標準報酬	特例退職加入者の標準給与
	標準報酬の月額に	標準給与の月額に
	当該特例退職組合員の属する特定共済組合の短期給付	短期給付
	組合員	加入者
	特例退職組合員を	特例退職加入者を
	標準報酬の月額の	標準給与の月額の
	定款	共済規程
附則第十二条第六項	当該特定共済組合が、その者	その者
	掛金及び国の負担金の合算額	掛金(老人保健法の規定による拠出金及び国民健康保険法の規定による拠出金に係る掛金を含む。)
	定款	共済規程
	当該特定共済組合に	事業団に

改める。

第二十五条の表附則第十二条第七項に次に次のように加える。

附則第十二条第九項	
特例退職組合員	特例退職加入者
任意継続組合員とみなして	
任意継続加入者とみなして	

第二十五条の表附則第十二条第十項の項及び附則第十三条の十第三項の項中「私立学校教職員共済組合法」を「私立学校教職員共済法」に改め、同表附則第十三条の十第五項の項中「私立学校教職員共済組合法第六条」を「私立学校教職員共済法第五條」に改める。

第二十六条中「組合は、第十八条第一項第三号に掲げる事業として、次の各号に」を「事業団は、加入者の福祉を増進するため、次に」に、「組合員を加入者に」、「定款を共済規程」に改め、同条に次の一項を加える。

2 事業団は、加入者であつた者の福祉を増進するため、前項各号に掲げる事業に準ずる事業であつて政令で定めるものを行うことができる。

第二十七条第一項中「組合」を「事業団」に、「その業務を共済業務」に、「あてゐる」を「充てる」に改め、同条第二項中「組合員期間」を「加入者期間」に改め、同条第三項中「組合員」を「加入者」に、「定款を共済規程」に改める。

第二十八条第一項中「組合員」を「加入者」に改め、同条第二項中「組合員」を「加入者」に改め、「において」の下に「読み替えて」を加え、「任意継続組合員を任意継続加入者に」、「組合」を「事業団」に改める。

第二十九条第一項中「組合員」を「加入者」に、「組合」を「事業団」に改め、同条第二項中「組合員」を「加入者」に改め、同条第三項中「組合員」を「加入者」に、「組合」を「事業団」に、「第二十六條第五号」を「第二十六條第一項第五号」に改める。

第二十九条の二中「次の各号に」を「次に」に、

「組合員」を「加入者」に改める。

第三十条第一項中「組合」を「事業団」に改め、同条第二項中「組合」を「事業団」に、「一」を「いずれかに」に改め、同条第三項中「組合」を「事業団」に、「財産差押」を「財産差押え」に、「但し」を「ただし」に改める。

第三十一条第一項中「一」を「いずれかに」に、「組合」を「事業団」に改め、同条第二項及び第三項中「組合」を「事業団」に改める。

第三十四条第二項中「組合」を「事業団」に改める。

第三十四条の二第一項中「組合」を「事業団」に、「第十八条第二項」を「事業団法第二十二條第二項」に改め、同条第二項中「組合員」を「加入者」に改め、「第二十五条において」の下に「読み替えて」を加え、「任意継続組合員を任意継続加入者に」、「特例退職組合員」を「特例退職加入者」に改め、同条第三項中「組合員」を「加入者」に、「定款を共済規程」に改め、同条第五項中「組合員」を「加入者」に改める。

第三十五条第一項及び第二項中「組合」を「事業団」に改め、同条第三項中「組合」を「事業団の共済業務に係る」に改め、同条第四項中「組合の業務」を「事業団の共済業務」に改める。

第七章の章名を次のように改める。

第七章 共済審査会

第三十六条第一項中「組合員」を「加入者」に、「組合員期間」を「加入者期間」に、「審査会」を「共済審査会」に改める。

第三十七条の見出しを「共済審査会」に改め、同条第一項中「審査会は、組合」を「共済審査会は、事業団」に改め、同条第二項中「審査

会」を「共済審査会」に改め、同条第三項中「組合員」を「加入者」に改め、同条第四項中「第九條第三項及び第四項」を「第十二條第四項及び第五項」に改める。

第三十八條中「審査会」を「共済審査会」に改め、「第百五條第一項中」の下に「組合員」とあるのは「加入者」とを加え、「組合」を「事業団」に、「私立学校教職員共済組合法」を「私立学校教職員共済法」に改める。

第八章及び第九章を次のように改める。

第八章及び第九章 削除

第三十九條から第四十五條まで 削除

第四十六條中「組合」を「事業団」に改める。

第四十七條の見出し中「組合」を「事業団」に改め、同条第一項中「組合」を「事業団」に、「組合員」を「加入者」に、「組合の業務」を「共済業務」に改め、同条第二項中「組合」を「事業団」に、「組合員」を「加入者」に、「組合又は」を「事業団又は」に、「組合の業務」を「共済業務」に改める。

第四十七條の二中「組合」を「事業団」に改める。

第四十七條の三の見出し中「組合員期間」を「加入者期間」に改め、同条第一項中「において」の下に「読み替えて」を加え、「組合員期間等」を「加入者期間等」に、「組合員期間」を「加入者期間」に改め、同条第三項中「組合員期間」を「加入者期間」に改める。

第四十七條の四を削る。

第四十八條中「組合」を「事業団」に改める。

第五十條を削る。

第五十一條中「次の各号の一に該当する場合大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかつたときは、事業団」に改め、各号を削り、同条を第五十條とする。

第五十二條を第五十一條とし、第五十三條を削る。

附則第十三項中「組合員期間とみなし」を「加入者期間とみなし」に、「組合員となつた後の組合員期間」を「加入者となつた後の加入者期間」に改める。

附則第十四項中「組合員期間」を「加入者期間」に、「組合員」を「加入者」に改める。

附則第十五項（見出しを含む）中「組合員期間」を「加入者期間」に改める。

附則第十六項中「組合員」を「加入者」に、「組合員期間」を「加入者期間」に改める。

附則第十七項中「組合員期間」を「加入者期間」に、「組合」を「事業団」に、「組合員」を「加入者」に改める。

附則第十九項中「組合員期間」を「加入者期間」に改める。

附則第二十項中「組合員で」を「加入者で」に、「組合員」を「加入者」に改める。

附則第二十一項中「組合員」を「加入者」に、「私立学校教職員共済組合法」を「私立学校教職員共済法」に改める。

附則第二十八項中「組合員期間」を「加入者期間」に改める。

附則第二十九項第一号及び第二号中「組合員」を「加入者」に改め、同項第三号中「組合員期間等」を「加入者期間等」に改め、「第二十五条において」の下に「読み替えて」を加え、「組合員」を「加入者」に改める。

附則第三十一項及び第三十二項中「組合員」を「加入者」に改める。

附則第三十三項中「組合員」を「加入者」に、「定款を共済規程」に改める。

附則第三十四項を削り、附則第三十五項を附則第三十四項とする。

（私立学校教職員共済組合法の一部改正に伴う経過措置）

第十八條 この附則に別段の規定があるものを除くほか、前条の規定の施行前に同条の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法（第九條及び第十二條を除く。以下「旧共済法」という。）

又はこれに基づく命令の規定によりした処分、手続その他の行為は、この法律又は前条の規定による改正後の私立学校教職員共済法（以下「新共済法」という。）若しくはこれに基づく命令中の相当する規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

第十九条 旧共済法による組合員であつた者は新共済法による加入者（以下附則第二十五条までにおいて単に「加入者」という。）であつたと、旧共済法による組合員であつた期間（次に掲げる期間を除く。）は新共済法による加入者期間（以下附則第二十五条までにおいて単に「加入者期間」という。）とみなす。

一 旧共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）附則第十三条の十の規定による脱退一時金の支給を受けた場合におけるその脱退一時金の計算の基礎となつた期間

二 旧共済法第二十五条において準用する国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第五号。次号において「昭和六十年国共済改正法」という。）第一条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法第八十条第一項の規定による脱退一時金（他の法令の規定により当該脱退一時金とみなされたものを含む。）の支給を受けた場合におけるその脱退一時金の計算の基礎となつた期間

三 旧共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる昭和六十年国共済改正法附則第六十一条の規定による脱退一時金の支給を受けた場合におけるその脱退一時金の計算の基礎となつた期間

第二十条 附則第十七条の規定の施行の際旧共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第二百六条の五第二項に規定する任意継続組合員であつた者については、当該任意継続組合員となつた日から引き続き新共済法第二十五条において読み替へて準用する国家公務員共済組合法第二百六条の五第二項に規定する

任意継続加入者であつたものとみなして、新共済法の規定を適用する。

第二十一条 附則第十七条の規定の施行の日（以下「新共済法の施行日」という。）の前日において健康保険法（大正十一年法律第七十号）による保険給付を受けることができる者であつた日本私学振興財団の職員で、新共済法の施行日に加入者となつた者（事業団の職員となつた者に限る。）に対する新共済法の施行日以後の給付に係る新共済法の短期給付に関する規定及び新共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第二百六条の五第一項の規定の適用については、その者は、新共済法の施行日前の健康保険法による保険給付を受けることができる者であつた間加入者であつたものとみなし、その者が新共済法の施行日前に健康保険法による保険給付を受けていた場合における当該保険給付は、新共済法に基づく当該保険給付に相当する給付とみなす。

第二十二条 新共済法の施行日の前日において厚生年金保険の被保険者であつた日本私学振興財団の職員で、新共済法の施行日に加入者となつた者（事業団の職員となつた者に限る。以下附則第二十五条までにおいて「財団の職員であつた加入者」という。）のうち、一年以上の引き続く加入者期間（事業団の職員である期間に係るものに限る。以下附則第二十五条までにおいて「同じ」を有しない者であり、かつ、新共済法の施行日前の厚生年金保険の被保険者期間（日本私学振興財団の職員であつた期間に係るものに限る。以下附則第二十五条までにおいて「厚生年金保険期間」という。）と当該期間に引き続く加入者期間とを合算した期間が一年以上となるもの）に対する新共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第七十七条第二項の規定の適用については、その者は、一年以上の引き続く加入者期間を有する者とみなす。

2 財団の職員であつた加入者のうち、加入者期間が二十年未満であり、かつ、当該加入者期間と厚生年金保険期間とを合算した期間が二十年以上となるもの（一年以上の引き続く加入者期間を有する者及び前項に規定する者に限る。）に対する新共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第七十七条第二項の規定の適用については、その者は、加入者期間が二十一年以上である者とみなす。

3 財団の職員であつた加入者のうち、加入者期間が二十年未満であり、かつ、当該加入者期間と厚生年金保険期間とを合算した期間が二十年以上となるものに対する新共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第八十九条第一項第二号の規定の適用については、その者は、加入者期間が二十一年以上である者とみなす。

第二十三条 財団の職員であつた加入者のうち、厚生年金保険期間及び加入者期間がいずれも二十年未満であり、かつ、これらの期間を合算した期間が二十年以上となるものに係る退職共済年金については、その年金額の算定の基礎となる加入者期間が二十年以上であるものとみなして、新共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第七十八条の規定を適用する。この場合において、同条第一項中「六十五歳未満の配偶者」とあるのは「配偶者」と、同条第四項中「次の各号」とあるのは「次の各号（第四号を除く。）とする。

2 前項に規定する者に係る遺族共済年金については、その年金額の算定の基礎となる加入者期間が二十年以上であるものとみなして、新共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第九十条の規定を適用する。

第二十四条 財団の職員であつた加入者のうち、加入者期間が一年未満であり、かつ、当該加入者期間と厚生年金保険期間とを合算した期間が一年以上となるものに対する新共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法附則第十二条の三の規定の適用については、その者は、一年以上の加入者期間を有する者とみなす。

第二十五条 財団の職員であつた加入者のうち、厚生年金保険期間及び加入者期間がいずれも四十五年未満であり、かつ、これらの期間を合算した期間が四十五年以上となるものに対する新共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法附則第十二条の四の三第一項又は第三項の規定の適用については、その者は、加入者期間が四十五年以上である者とみなす。

第二十六条 新共済法の施行日前に旧共済法第三十六条第一項の規定に基づき旧共済法第三十七条第一項の規定により私立学校教職員共済組合に置かれた審査会（以下この条において「旧組合の審査会」という。）に対してされた審査請求で新共済法の施行日の前日までに裁決が行われていないものは新共済法第三十六条第一項の規定に基づき新共済法第三十七条第一項の規定により事業団に置かれる共済審査会（以下この条において「共済審査会」という。）に対してされた審査請求と、新共済法の施行日前に旧組合の審査会において行われた裁決は共済審査会において行われた裁決とみなす。

（昭和二十七年九月三十日以前に給与事由の生じた旧財団法人私学恩給財団の年金の特別措置に関する法律（昭和三十年法律第六十八号）の一部を次のように改正する。

第三十三条中「私立学校教職員共済組合」を「日本私立学校振興・共済事業団」に改め、「日本私学振興財団」を削り、「日本私学振興財団法（昭和四十五年法律第六十九号）第二十条第一項第三号の助成」を「日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第 号）第三十一条第一項第一号の経理に係る勘定から同項第三号の経理に係る勘定に同法附則第十二条の規定による繰入れ」に改める。（私立学校教職員共済組合法等の一部を改正す

る法律の一部改正

第二十八条 私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第四百十号)の一部を次のように改正する。

附則第四項第四号中「更新組合員」を「更新加入者」に、「引き続き長期組合員」を「引き続き平成十年一月一日に長期加入者となり、引き続き長期加入者」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 長期加入者 私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号。以下「共済法」という。)の長期給付に関する規定の適用を受ける加入者(共済法第十四条第一項に規定する加入者をいう。以下同じ)をいう。

附則第六項中「私立学校教職員共済組合(以下「組合」という。が新法附則第十一項の規定により「日本私立学校振興・共済事業団(以下「事業団」という。が共済法附則第十一項及び日本私立学校振興・共済事業団法(平成九年法律第五号。次項において「事業団法」という。))に改め、

附則第五項第一項の規定により「に改める。附則第七項中「組合」を「事業団」に改め、日本私立学校振興財団が「日本私立学校振興財団法(昭和四十五年法律第六十九号。第二十條第一項第三号の助成)を「事業団法第三十一條第一項第一号の経理に係る勘定から同項第三号の経理に係る勘定に事業団法附則第十二条の規定による繰入れ」に改める。

附則第九項の見出し中「組合員期間」を「加入者期間」に改め、同項中「更新組合員」を「更新加入者」に、「新法」を「共済法」に、「組合員」となつた後の組合員期間を「旧長期組合員」となつた後の加入者期間(共済法第十七条第一項に規定する加入者期間をいう。以下同じ)に改める。

附則第十項の前の見出し中「更新組合員」を「更新加入者」に改め、同項の表以外の部分中「更新組合員」を「更新加入者」に、「組合員期間」を「加入者期間」に、「新法」を「共済法」に改め、

同表中「更新組合員」を「更新加入者」に、「特定更新組合員」を「特定更新加入者」に改め、同表附則第十二条の七の五第一項の項下欄中「組合員期間」を「加入者期間」に改める。

附則第十一項中「更新組合員」を「更新加入者」に、「組合員期間」を「加入者期間」に改める。

附則第十二項中「更新組合員」を「更新加入者」に、「組合員期間」を「加入者期間」に、「組合」を「事業団」に改める。

附則第十三項中「更新組合員」を「更新加入者」に、「新法」を「共済法」に、「組合」を「事業団」に改める。

附則第十四項中「更新組合員」を「更新加入者」に、「組合員期間」を「加入者期間」に、「新法」を「共済法」に改める。

附則第十五項中「更新組合員」を「更新加入者」に、「新法」を「共済法」に改める。

附則第十六項中「更新組合員」を「更新加入者」に、「新法」を「共済法」に、「組合員期間」を「加入者期間」に改める。

附則第十七項(見出しを含む)中「更新組合員」を「更新加入者」に改める。

附則第十八項第一号中「更新組合員」を「更新加入者」に、「長期組合員」を「長期加入者」に改め、同項第二号中「施行日以後に長期組合員」を「長期加入者」に、「更新組合員」を「更新加入者」に改める。

(昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律の一部改正)

第二十九条 昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律(昭和四十四年法律第九十四号)の一部を次のように改正する。

第八条中「組合」を「日本私立学校振興・共済事業団」に改め、「日本私立学校振興財団」を「日本私立学校振興財団法(昭和四十五年法律第六十九号)第二十條第一項第三号の助成」を「日本私立学校振興・共済事業団法(平成九年法律

第三十一條第一項第一号の経理に係る勘定から同項第三号の経理に係る勘定に同法附則第十二条の規定による繰入れ」に改める。

(昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律の一部改正)

第三十条 昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第四百四号)の一部を次のように改正する。

附則第四項の前の見出し中「組合員」を「加入者」に改め、同項中「法」を「私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号。以下「共済法」という。))に、「組合員期間」を「加入者期間(共済法第十七条第一項に規定する加入者期間をいう。以下同じ)に改める。

附則第五項中「組合員期間」を「加入者期間」に改める。

附則第六項の見出し中「組合員期間」を「加入者期間」に改め、同項中「組合員期間」を「加入者期間」に、「法」を「共済法」に改める。

附則第十項の前の見出し中「更新組合員」を「更新加入者」に改め、同項中「法」を「共済法」に、「更新組合員」を「更新加入者」に改める。

附則第十一項中「更新組合員」を「更新加入者」に改める。

附則第十二項中「更新組合員であつた者で再び組合員を「更新加入者であつた者で再び加入者(共済法第十四条第一項に規定する加入者をいう。以下同じ)となつたもの及び日本私立学校振興・共済事業団法(平成九年法律第六十九号)附則第三十条の規定による改正前の附則第十項に規定する更新組合員であつた者で加入者」に改める。

附則第十六項中「法」を「共済法」に、「組合員」を「加入者」に改める。

(私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律の一部改正)

第三十一条 私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第六号)の一部を次のように改正する。

附則第四項の見出し中「組合員」を「加入者」に改め、同条第一項中「改正後の法」を「私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号。附則第六条において「共済法」という。))に改める。

附則第五條中「組合」を「日本私立学校振興・共済事業団(次条において「事業団」という。))に改める。

附則第六條第一項中「改正後の法」を「共済法」に、「組合」を「事業団」に改め、同条第二項中「組合」を「事業団」に改める。

(私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律の一部改正)

第三十二条 私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律(平成六年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第三條中「私立学校教職員共済組合法」を「私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号。附則第十二條の八第一項及び第二項を「附則第十二條第十項」に改める。

(沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律の一部改正)

第三十三條 沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律(昭和四十六年法律第二百十九号)の一部を次のように改正する。

第四十三條第二項中「同条において、私学共済組合法」という。を削り、「同条において、私学共済組合」を「同条第四項において、私学共済組合」に改める。

第九十六條の見出しを「(私学共済法に関する特例等)」に改め、同条第一項中「私学共済組合の組合員」を「私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号。以下この条において「私学共済法」という。))による加入者」に、「私学共済組合の組合員期間」を「私学共済法による加入者期間」に改め、同条第二項中「私学共済組合

の組合員を「私学共済法による加入者」に、「私学共済組合法」を「私学共済法」に、「私学共済組合の組合員期間」を「私学共済法による加入者期間」に改め、同条第三項中「私学共済組合法」を「私学共済法」に改め、同条第四項中「私学共済組合の組合員期間」を「私学共済法による加入者期間」に、「私学共済組合法」を「私学共済法」に改め、同条第五項中「私学共済組合法」を「私学共済法」に改める。

（私立学校振興助成法の一部改正）

第三十四条 私立学校振興助成法（昭和五十年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

第十一条中「日本私学振興財団法（昭和四十五年法律第六十九号）」を「日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第 号）」に、「日本私学振興財団」を「日本私立学校振興・共済事業団」に改める。

（健康保険法の一部改正）

第三十五条 健康保険法（大正十一年法律第七十号）の一部を次のように改正する。

附則第九条第二項中「地方公務員等共済組合法及私立学校教職員共済組合法（昭和二十八年法律第二百四十五号）」規定二依ル組合を「及地方公務員等共済組合法ノ規定二依ル組合並ニ日本私立学校振興・共済事業団」に改める。

附則に次の一条を加える。

第十三条 本法ノ規定ノ適用ニ付テハ日本私立学校振興・共済事業団ハ第十二条第一項二規定スル共済組合ト私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）ノ規定ニ依ル私立学校教職員共済制度ノ加入者ハ同項ニ規定スル共済組合ノ組合員ト看做ス

（厚生保険特別会計法の一部改正）

第三十六条 厚生保険特別会計法（昭和十九年法律第十号）の一部を次のように改正する。

第二十三条中「私立学校教職員共済組合法」を「私立学校教職員共済法」に改める。
（労働者災害補償保険法の一部改正）

第三十七条 労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）の一部を次のように改正する。

別表第一第三号中「私立学校教職員共済組合法」を「私立学校教職員共済法」に改める。

（社会保険診療報酬支払基金法の一部改正）

第三十八条 社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第二百二十九号）の一部を次のように改正する。

第一条中「又は法律で組織された共済組合」を「法律で組織された共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団」に、「又は共済組合に関する法律」を「共済組合に関する法律又は私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）」に改める。

（医療法の一部改正）

第三十九条 医療法（昭和二十三年法律第二百十五号）の一部を次のように改正する。

第七条の二第二項中第四号を削り、第五号を第四号とし、同項第六号中「第二号から前号までを」前「第三号」に改め、同号を同項第五号とし、同号の次に次の一号を加える。

六 私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）の規定により私立学校教職員共済制度を管掌することとされた日本私立学校振興・共済事業団
（社会保険審査官及び社会保険審査会法の一部改正）

（改正）

第四十条 社会保険審査官及び社会保険審査会法（昭和二十八年法律第二百六十六号）の一部を次のように改正する。

第三条第五号中「私立学校教職員共済組合法」を「私立学校教職員共済法」に改める。

（労働金庫法の一部改正）

第四十一条 労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項第三号中「私立学校教職員共済組合法（昭和二十八年法律第二百四十五号）」に基づく共済組合を「私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）」に改める。

和二十八年法律第二百四十五号）の規定により私立学校教職員共済制度を管掌することとされた日本私立学校振興・共済事業団」に改める。
（国民金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律の一部改正）

第四十二条 国民金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律（昭和二十九年法律第九十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第四号中「私立学校教職員共済組合法」を「私立学校教職員共済法」に改める。
（厚生年金保険法の一部改正）

第四十三条 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第二百十五号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一号に次のように加える。

ハ 私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）の規定による私立学校教職員共済制度の加入者（以下「私学教職員共済制度の加入者」という。）

第十四条中「組合員」の下に「若しくは私学教職員共済制度の加入者」を加える。

第四十六条中「支給する年金たる給付」の下に「私立学校教職員共済法による年金たる給付」を加える。

第五十六条第二号中「又は共済組合」を「共済組合」に改め、「支給する年金たる給付」の下に「又は私立学校教職員共済法による年金たる給付」を加える。

第二百二十四条及び附則第四条の三第五項中「組合員」の下に「若しくは私学教職員共済制度の加入者」を加える。

附則第七条の二の前の見出し中「組合員」の下に「又は加入者」を加え、同条第一項中「規定する組合員の下に」又は加入者」を、「当該組合員の下に」又は加入者」を、「共済組合」の下に「又は私立学校教職員共済法の規定により私立学校教職員共済制度を管掌することとされた日本私立学校振興・共済事業団」を加え、同条第二項中「又は当該組合員」の下に「若しくは加入者」を、「当該組合員」の下に「又は加入者」を加える。

える。

附則第十八条の前の見出し中「共済組合」の下に「等」を加え、同条第一項中「年金保険者たる共済組合」の下に「等」を加え、「私立学校教職員共済組合及び農林漁業団体職員共済組合」を「農林漁業団体職員共済組合及び日本私立学校振興・共済事業団」に改め、同条第二項中「共済組合」の下に「等」を加える。

附則第十九条第一項中「共済組合」の下に「等」を加え、同条第三項中「年金保険者たる共済組合」の下に「等」を、「組合員」の下に「又は私学教職員共済制度の加入者」を加え、同条第四項中「年金保険者たる共済組合」の下に「等」を加える。

附則第二十條第一項及び第二十一條から第二十三條までの規定中「共済組合」の下に「等」を加える。

附則第二十三條の二中「年金保険者たる共済組合」の下に「等」を加え、「私立学校教職員共済組合及び農林漁業団体職員共済組合」を「農林漁業団体職員共済組合及び日本私立学校振興・共済事業団」に改める。

（農林漁業団体職員共済組合法の一部改正）

第四十四条 農林漁業団体職員共済組合法（昭和三十三年法律第九十九号）の一部を次のように改正する。

第十八条第三項中「の組合員」の下に「私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）の規定による私立学校教職員共済制度の加入者」以下「私学共済制度の加入者」という。」を加える。

第二十三条の二第一項第一号、第二号及び第三号ロ中「である給付」の下に「又は私立学校教職員共済法による年金である給付」を加え、同条第二項及び第四項中「支給する年金である給付」の下に「私立学校教職員共済法による年金である給付」を加える。

第二十三条の三第一項及び第三項中「給付」の下に「若しくは私立学校教職員共済法による年金である給付」を加える。

金である給付を加える。

第三十八條の二第二項中「支給する年金である給付の下に、私立学校教職員共済法による年金である給付を加え、同条第三項中「退職」を若しくは私立学校教職員共済法による年金である給付（それぞれ退職）に改める。

第三十八條の三第一項中「基づく共済組合の組合員の下に、若しくは私学共済制度の加入者」を加える。

第五十一條第二項中「である給付（死亡）」を「である給付若しくは私立学校教職員共済法による年金である給付（それぞれ死亡）」に改める。

第五十四條第三項中「の組合員の下に、私学共済制度の加入者」を加える。

第七十七條の三第一項中「であつた期間」の下に「又は私学共済制度の加入者であつた期間」を、「当該共済組合」の下に「又は日本私立学校振興・共済事業団」を加え、同条第二項中「又は当該共済組合」を、「当該共済組合」に改め、「法律」の下に「又は私立学校教職員共済法」を加える。

第七十八條の二中「支給する年金である給付」の下に「若しくは私立学校教職員共済法による年金である給付」を加え、「若しくは当該他の法律に基づく共済組合」を、「当該他の法律に基づく共済組合若しくは日本私立学校振興・共済事業団」に改める。

附則第十九條の見出し中「共済組合」の下に「等」を加える。

（国家公務員共済組合法の一部改正）

第四十五條 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）の一部を次のように改正する。

第三十八條第二項中「の組合員」の下に、「私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）の規定による私立学校教職員共済制度の加入者（以下「私学共済制度の加入者」という。）」を加える。

第五十五條第一項第一号中「の組合員」の下に

「及び私学共済制度の加入者」を加える。

第五十九條第一項中「共済組合の給付」の下に「又は私立学校教職員共済法による給付」を、「もの組合員」の下に、「私学共済制度の加入者」を加える。

第七十四條第一項第一号中「退職を給付事由とする年金である給付を除く。」の下に、「私立学校教職員共済法による年金である給付（退職を給付事由とする年金である給付を除く。）」を加え、同項第二号及び第三号並びに同条第二項及び第四項中「支給する年金である給付」の下に「私立学校教職員共済法による年金である給付」を加える。

第七十四條の二第一項及び第三項中「給付」の下に「若しくは私立学校教職員共済法による年金である給付」を加える。

第七十九條第三項中「支給する年金である給付」の下に、「私立学校教職員共済法による年金である給付」を加える。

第八十條第一項中「組合員を除く。」の下に「若しくは私学共済制度の加入者で長期給付に相当する給付に関する規定の適用を受けるもの」を加える。

第一百零二條第二項中「の組合員」の下に、「私学共済制度の加入者」を加える。

第一百零三條の二第二項中「であつた期間」の下に「又は私学共済制度の加入者であつた期間」を、「当該共済組合」の下に「又は日本私立学校振興・共済事業団」を加え、同条第二項中「又は当該」を、「当該」に改め、「法律」の下に「又は私立学校教職員共済法」を加える。

第一百零四條の二中「若しくは他の」を、「他の」に改め、「支給する年金である給付」の下に「若しくは私立学校教職員共済法による年金である給付」を加え、「若しくは当該他の法律に基づく共済組合」を、「当該他の法律に基づく共済組合若しくは日本私立学校振興・共済事業団」に改める。

第二百六十六條の五第五項第四号及び附則第十

二条第四項中「ものの組合員」の下に、「私学共済制度の加入者」を加える。

附則第十三條の三第二項及び第六項第四号中「の組合員」の下に「若しくは私学共済制度の加入者」を加える。

附則第二十條の二の見出し中「共済組合」の下に「等」を加える。

（国家公務員共済組合法の一部改正に伴う経過措置）

第四十六條 新共済法の施行日前において旧共済法による組合員であつた者に対する前条の規定による改正後の国家公務員共済組合法第五十九條第一項の規定の適用については、同項中「私立学校教職員共済法による給付」とあるのは、「私立学校教職員共済法による給付（日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第百一十号）附則第十七條の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法（昭和二十八年法律第二百四十五号）による給付を含む。）とする。

（国民健康保険法の一部改正）

第四十七條 国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）の一部を次のように改正する。

第六條第三号中「地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五十二号）又は私立学校教職員共済組合法（昭和二十八年法律第二百四十五号）に基づく」を、「又は地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五十二号）に基づく」に改め、同条の次に次の一号を加える。

三の二 私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）の規定による私立学校教職員共済制度の加入者

第八條の二第二項中「若しくは組合員」を、「組合員若しくは加入者」に改め、同項第七号を次のように改める。

七 私立学校教職員共済法

第六十八條の二第四項中「又は共済組合」を「若しくは共済組合又は私立学校教職員共済法の規定により私立学校教職員共済制度を管掌することとされた日本私立学校振興・共済事業

団」に改める。

第八十一條の二第二項中「共済組合及び」を「共済組合、日本私立学校振興・共済事業団及び」に改める。

第八十一條の四第一項中「給料又は標準給与」を「又は給料」に、「組合」を、「日本私立学校振興・共済事業団にあつては、加入者」との私立学校教職員共済法に規定する標準給与の月額当該年度の合計額の総額を、組合」に改める。

第二百一十一條の二第一項中「共済組合」の下に「日本私立学校振興・共済事業団」を加える。

附則第十項中「（私立学校教職員共済組合法第二十五條第一項において準用する場合を含む。）を削り、「被扶養者」の下に「並びに私立学校教職員共済法第二十五條において読み替えて準用する国家公務員共済組合法附則第十二條に規定する事業団並びに特例退職加入者及びその被扶養者」を加える。

（国民年金法の一部改正）

第四十八條 国民年金法（昭和三十四年法律第四十一号）の一部を次のように改正する。

第三條第二項中「地方公務員共済組合連合会」の下に「若しくは私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）の規定により私立学校教職員共済制度を管掌することとされた日本私立学校振興・共済事業団」を加える。

第五條第一項第四号を次のように改める。

四 私立学校教職員共済法

第五條第五項中「共済組合」の下に「等」を加え、同条第六項中「年金保険者たる共済組合」の下に「等」を加え、「私立学校教職員共済組合又は農林漁業団体職員共済組合」を「農林漁業団体職員共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団」に改める。

第七條第一項第二号、第八條第四号及び第九條第五号中「又は組合員」を、「組合員又は加入者」に改める。

第十二条第三項中「指定する共済組合」の下に「又は日本私立学校振興・共済事業団」を加え、「組合員」の下に「又は私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者（以下「私学教職員共済制度の加入者」という。）」を加える。

第三十条の二第四項中「私立学校教職員共済組合法」を「私立学校教職員共済法」に改める。

第九十四条の二第二項及び第三項中「共済組合」の下に「等」を加える。

第九十四条の三第一項中「年金保険者たる共済組合」の下に「等」を、「当該年金保険者たる共済組合」の下に「等」を加え、「その他の年金保険者たる共済組合にあつては、当該共済組合の組合員」を「農林漁業団体職員共済組合にあつては、農林漁業団体職員共済組合の組合員である第二号被保険者及びその被扶養配偶者である第三号被保険者とし、日本私立学校振興・共済事業団にあつては、私学教職員共済制度の加入者」に改め、同条第三項中「共済組合」の下に「等」を加える。

第九十四条の五及び第百八条の二中「共済組合」の下に「等」を加える。

第百十三條及び第百十四條第一号中「共済組合」の下に「若しくは日本私立学校振興・共済事業団」を加える。

附則第三条中「又は組合員」を「又は加入者」に、「若しくは組合員」を「若しくは加入者」に改め、「有しない組合員」の下に「及び加入者」を加える。

附則第四条の二中「又は組合員」を「又は加入者」に改め、「組合員又は」を削り、「任意継続組合員」を「任意継続組合員又は加入者」に改め、「組合員若しくは」を削り、「任意継続組合員が」を「任意継続組合員若しくは加入者が」に改める。

附則第五条第五項第二号中「若しくは組合員又は」を、「組合員若しくは」に改め、「任意継続組合員」の下に「又は加入者」を加える。

附則第七条の三中「若しくは組合員」を、「組合員若しくは加入者」に改める。

附則第七条の四第二項中「組合員又は」を「組合員若しくは」に改め、「任意継続組合員」の下に「又は私学教職員共済制度の加入者」を加える。

附則第七条の五第一項中「ものを除く。」の下に「並びに私学教職員共済制度の加入者であるものを」を加え、同条第二項中「含む。」の下に「又は私学教職員共済制度の加入者」を、「当該組合員」の下に「又は加入者」を、「当該共済組合」の下に「又は日本私立学校振興・共済事業団」を加え、同条第三項中「共済組合」の下に「又は日本私立学校振興・共済事業団」を加え、同条第四項中「当該組合員」の下に「又は加入者」を、「又は当該組合員」の下に「若しくは加入者」を加える。

附則第七条の六中「私立学校教職員共済組合法」を「私立学校教職員共済法」に改める。

附則第八条中「共済組合」の下に「日本私立学校振興・共済事業団」を加える。

附則第九条の四中「当該共済組合の組合員」とあるのは、「当該共済組合の組合員（農林漁業団体職員共済組合の組合員、農林漁業団体職員共済組合の組合員）とあるのは、「農林漁業団体職員共済組合の組合員」に改める。

（国民年金特別会計法の一部改正）

第四十九条 国民年金特別会計法（昭和三十六年法律第六十三号）の一部を次のように改正する。

第三条の二第一項及び第二項第一号、第九条の二第二項並びに第十六条第一項中「共済組合」の下に「等」を加える。

（児童扶養手当法の一部改正）

第五十条 児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項第八号中「私立学校教職員共済組合法」を「私立学校教職員共済法」に改める。

第三十条中「国家公務員共済組合連合会」の下

に「若しくは日本私立学校振興・共済事業団」を加える。

（地方公務員等共済組合法の一部改正）

第五十一条 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五十二号）の一部を次のように改正する。

第四十条第二項中「の組合員」の下に「私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）の規定による私立学校教職員共済制度の加入者（以下「私学共済制度の加入者」という。）」を加える。

第五十七条第一項第二号中「の組合員」の下に「及び私学共済制度の加入者」を加える。

第六十一条第一項中「共済組合の給付」の下に「又は私立学校教職員共済法による給付」を、「ものの組合員」の下に「私学共済制度の加入者」を加える。

第七十六条第一項第一号中「退職を給付事由とする年金である給付を除く。」の下に「私立学校教職員共済法による年金である給付（退職を給付事由とする年金である給付を除く。）」を加え、同項第二号及び第三号並びに同条第二項及び第四項中「支給する年金である給付」の下に「私立学校教職員共済法による年金である給付」を加える。

第七十六条の二第一項及び第三項中「給付」の下に「若しくは私立学校教職員共済法による年金である給付」を加える。

第八十一条第四項中「支給する年金である給付」の下に「私立学校教職員共済法による年金である給付」を加える。

第八十二条第一項中「組合員を除く。」の下に「若しくは私学共済制度の加入者で長期給付に相当する給付に関する規定の適用を受けるものを」を加える。

第百十四條第二項及び第百四十四條の二第五項第四号中「の組合員」の下に「私学共済制度の加入者」を加える。

第百四十四條の二二十四の二第一項中「であつ

た期間」の下に「又は私学共済制度の加入者であつた期間」を、「当該共済組合」の下に「又は日本私立学校振興・共済事業団」を加え、同条第二項中「又は当該」を、「当該」に改め、「法律」の下に「又は私立学校教職員共済法」を加える。

第百四十四條の二二十五の二中「若しくは他の」

を「他の」に改め、「支給する年金である給付」の下に「若しくは私立学校教職員共済法による年金である給付」を加え、「若しくは当該他の法律に基づく共済組合」を、「当該他の法律に基づく共済組合若しくは日本私立学校振興・共済事業団」に改める。

附則第十八条第四項中「ものの組合員」の下に「私学共済制度の加入者」を加える。

附則第二十八條の七第二項及び第六項第四号中「の組合員」の下に「若しくは私学共済制度の加入者」を加える。

附則第四十条の三の見出し中「共済組合」の下に「等」を加える。

（地方公務員等共済組合法の一部改正に伴う経過措置）

第五十二条 新共済法の施行日前において旧共済法による組合員であつた者に対する前条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法第六十一条第一項の規定の適用については、同項中「私立学校教職員共済法による給付」とあるのは、「私立学校教職員共済法（平成九年法律第百十四号）附則第七條の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法（昭和二十八年法律第二百四十五号）による給付を含む。」とする。

（児童手当法の一部改正）

第五十三条 児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

第十八条中「被保険者」の下に「加入者」を加える。

第二十条第一項第二号中「私立学校教職員共済組合法」を「私立学校教職員共済法」に、「第二十八條」を「第二十八條第一項」に改める。

(老人保健法の一部改正)

第五十四条 老人保健法(昭和五十七年法律第八十号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項第六号中「私立学校教職員共済組合法」を「私立学校教職員共済法」に改め、同条第二項中「又は共済組合」を「共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団」に改め、同条第三項第四号中「地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済組合法」を「又は地方公務員等共済組合法」に改め、同条の次に次の一号を加える。

四の二 私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者

第八十五条第一項中「又は共済組合」を「共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団」に改める。

(健康保険法等の一部を改正する法律の一部改正)

第五十五条 健康保険法等の一部を改正する法律(昭和五十九年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

附則第四号中「私立学校教職員共済組合法」を「私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)」に改める。

(国民年金法等の一部を改正する法律の一部改正)

第五十六条 国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

附則第五号第八号の四「新私立学校教職員共済組合法」を「私立学校教職員共済法」に、「私立学校教職員共済組合法」を「私立学校教職員共済法」に改め、同条第八号の五を次のように改める。

二 私立学校教職員共済法

附則第五号第九号中「共済組合」の下に「等」を加える。

附則第八号第二項第四号中「私立学校教職員共済組合の組合員期間」を「私立学校教職員共済

法による加入者期間」に改める。

附則第八号の二の見出し中「組合員」の下に「又は私学教職員共済制度の加入者」を加え、同条中「共済組合の組合員(農林漁業団体職員共済組合の任意継続組合員を含む)」を削り、「であつた期間」を「又は私学教職員共済制度の加入者であつた期間」に、「であつた期間又は」を「若しくは私学教職員共済制度の加入者であつた期間又は」に改める。

附則第十一号第五項及び第六項中「共済組合」の下に「又は日本私立学校振興・共済事業団」を加える。

附則第十二号第一項第十七号中「新私立学校教職員共済組合法」を「私立学校教職員共済法」に改める。

附則第二十二号中「共済組合」の下に「若しくは私立学校教職員共済法の規定により私立学校教職員共済制度を管掌することとされた日本私立学校振興・共済事業団」を加える。

附則第二十六号第一項及び第二十七号中「共済組合」の下に「若しくは日本私立学校振興・共済事業団」を加える。

附則第三十五号第二項中「共済組合」の下に「又は日本私立学校振興・共済事業団」を、「年金保険者たる共済組合」の下に「等」を加え、同項第一号中「含む」の下に「又は加入者期間」を加える。

附則第四十三号第二項中「引き続き組合員」の下に「又は私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者以下、私学教職員共済制度の加入者」という「を」を、「引き続き組合員」の下に「若しくは私学教職員共済制度の加入者」を、「又は組合員」の下に「若しくは私学教職員共済制度の加入者」を加え、同条第三項、第四項及び第六項中「組合員」の下に「若しくは私学教職員共済制度の加入者」を加え、同条第九項第四号中「組合員」の下に「又は私学教職員共済制度の加入者」を加える。

附則第四十八号の二の見出し中「組合員」の下

に「又は私学教職員共済制度の加入者」を加え、同条中「同項中「規定する組合員」の下に「又は加入者」を、「あるのは「規定する組合員」の下に「若しくは加入者」を、「当該組合員」の下に「又は加入者」を加える。

(国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の一部改正)

第五十七条 国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第五十五号)の一部を次のように改正する。

附則第十一号第二項第一号中「支給する年金である給付」の下に「若しくは私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)による年金である給付」を加え、同項第二号及び第三号中「支給する年金である給付」の下に「若しくは私立学校教職員共済法による年金である給付」を加え、同条第四項中「支給する年金」の下に「若しくは私立学校教職員共済法による年金」を加える。

(農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律の一部改正)

第五十八条 農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律(昭和六十年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

附則第十号第二項第一号中「給付」の下に「又は私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)による年金である給付」を加え、同項第二号及び第三号中「給付」の下に「若しくは私立学校教職員共済法による年金である給付」を加え、同条第四項中「給付」の下に「若しくは私立学校教職員共済法による年金である給付」を加える。

(地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の一部改正)

第五十九条 地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

附則第十号第二項第一号中「支給する年金である給付」の下に「若しくは私立学校教職員共済

法(昭和二十八年法律第二百四十五号)による年金である給付」を加え、同項第二号及び第三号並びに同条第四項中「支給する年金である給付」の下に「若しくは私立学校教職員共済法による年金である給付」を加える。

(国民年金法等の一部を改正する法律の一部改正)

第六十条 国民年金法等の一部を改正する法律(平成六年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

附則第十一号第六項第二号中「若しくは組合員又は」を「組合員若しくは」に改め、「任意継続組合員」の下に「又は加入者」を加える。

(育児休業等に関する法律の一部改正)

第六十一条 育児休業等に関する法律の一部を改正する法律(平成七年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

附則第十八号第一号中「私立学校教職員共済組合法」を「私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)」に改める。

(厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部改正)

第六十二条 厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成八年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。

附則第三十五号中「年金保険者たる共済組合」の下に「等」を加える。

附則第三十六号中「共済組合」の下に「等」を加える。

(介護保険法の一部改正)

第六十三条 介護保険法(平成九年法律第七号)の一部を次のように改正する。

第七号第二十四項第六号中「私立学校教職員共済組合法」を「私立学校教職員共済法」に改め、同条第二十五項中「又は共済組合」を「共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団」に改め、同条第二十六項第四号中「地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済組合法」を「又は

地方公務員等共済組合法に改め、同項中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者

第百三十一条中「私立学校教職員共済組合法」を「私立学校教職員共済法」に改める。

第百七条第一項中「又は共済組合」を「共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団」に改める。

（介護保険法施行法の一部改正）

第六十四条 介護保険法施行法（平成九年法律第号）の一部を次のように改正する。

第二十九条のうち、健康保険法附則中第十一条を削り、第十二条を第十一条とし、附則に二条を加える改正規定中「附則第十一条とし」の下に「附則第十三条を附則第十二条とし」を加え、同法附則第十三条を同法附則第十四条とし、同法附則第十二条中「附則第十二条第一項」を「附則第十三条第一項」に改め、同条を同法附則第十三条とする。

第四十八条の見出し中「私立学校教職員共済組合法」を「私立学校教職員共済法」に改め、同条中「私立学校教職員共済組合法」を「私立学校教職員共済法」に改め、同条中「私立学校教職員共済法」を「私立学校教職員共済法」に改める。

第四十八条中私立学校教職員共済組合法（以下この条において「法」という。）第十八条第二項の改正規定を削る。

第四十八条のうち法第二十五条の改正規定中「介護保険法」の下に「平成九年法律第号」を加え、「の資格を有する任意継続組合員」を「の資格を有する任意継続加入者」に、「私立学校教職員共済組合法第十八条第二項に規定する介護納付金」を「介護保険法の規定による納付金」に、「介護保険第二号被保険者の資格を有する特例退職組合員」を「介護保険第二号被保険者の資格を有する特例退職加入者」に改める。

第四十八条のうち法第二十七条第二項の改正

規定中「介護納付金」の下に「（介護保険法（平成九年法律第号）の規定による納付金をいう。以下同じ。）」を加え、「組合員」を「加入者」に改める。

第四十八条中法第五十条第一項の改正規定を削る。

第四十八条のうち法附則第三十五項を第三十七項とし、第三十四項を第三十六項とし、第三十三項の次に二項を加える改正規定中「附則第三十五項を附則第三十七項とし」を削り、「定款を、共済規程」に、「組合員期間」を「加入者期間」に、「組合員」を「加入者」に、「任意継続組合員」を「任意継続加入者」に、「特例退職組合員」を「特例退職加入者」に改める。

第四十八条の次に次の一条を加える。
（日本私立学校振興・共済事業団法の一部改正）

第四十八条の二 日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第号）の一部を次のように改正する。

第二十二條第二項中「及び」を「介護保険法（平成九年法律第号）の規定による納付金及び」に改める。

第三十一条第一項第二号中「及び国民健康保険法の規定による拠出金及び介護保険法の規定による納付金」に改める。

（租税特別措置法の一部改正）

第六十五条 租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第二十六条第二項第一号中「私立学校教職員共済組合法」を「私立学校教職員共済法」に、「又は私立学校教職員共済組合法」を「若しくは私立学校教職員共済法」に、「若しくは組合員」を「組合員若しくは加入者」に改める。

（国税徴収法の一部改正）
第六十六条 国税徴収法（昭和三十四年法律第四十七号）の一部を次のように改正する。
第七十七条第二項第七号中「私立学校教職員

共済組合法」を「私立学校教職員共済法」に改める。

（所得税法の一部改正）

第六十七条 所得税法（昭和四十年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。
第三十一条第一号中「私立学校教職員共済組合法」を「私立学校教職員共済法」に改める。

第七十四条第二項第十号中「私立学校教職員共済組合法」を「私立学校教職員共済法」に、「組合員」を「加入者」に改める。
別表第一第一号の表中私立学校教職員共済組合の項及び日本私立学校振興財団の項を削り、日本消防検定協会の項の次に次のように加える。

日本私立学校振興・共済事業	日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第号）
---------------	---------------------------

（法人税法の一部改正）

第六十八条 法人税法（昭和四十年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。
別表第一第一号の表日本私立学校振興財団の項を削る。
別表第二第一号の表中私立学校教職員共済組合の項を削り、日本消防検定協会の項の次に次のように加える。

日本私立学校振興・共済事業	日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第号）
---------------	---------------------------

（印紙税法の一部改正）

第六十九条 印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。
別表第二日本私立学校振興財団の項を削る。

別表第三農畜産業振興事業団法（平成八年法律第五十三号）第二十八条第一項第二号（業務の範囲）の業務に関する文書の項の次に次のように加える。

日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第号）	第号	日本私立学校振興・共済事業
---------------------------	----	---------------

別表第三私立学校教職員共済組合法（昭和二十八年法律第二百四十五号）第二十六条第三号（福祉事業）の貸付け並びに同条第四号及び第五号（福祉事業）の事業に関する文書の項中「私立学校教職員共済組合法」を「私立学校教職員共済法」に、「第二十六条第三号」を「第二十六条第一項第三号」に、「同条第四号」を「同項第四号」に、「私立学校教職員共済組合又はその組合員」を「日本私立学校振興・共済事業団又は同法第十四条第一項（加入者）に規定する加入者」に改める。

（登録免許税法の一部改正）
第七十条 登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第二日本私立学校振興財団の項を削る。
別表第三中十四の項を削り、十五の項を十四の項とし、十六の項を十五の項とし、十七の項を十六の項とし、十八の項を十七の項とし、十八の二の項を十八の項とし、二十二の二の項の次に次のように加える。

二十二の三 日本私立学校振興・共済事業団
日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第 号）

一 事務所用建物の所有権の取得登記又は当該建物の敷地の用に供する土地の権利の取得登記
二 学校教育法第一条（学校の範囲）に規定する学校（学校法人又は私立学校法第六十四条第四項（専修学校及び各種学校）の規定により設立された法人が設置運営する同項に規定する専修学校及び各種学校を含む。）の校舎等の所有権又は当該校舎等の敷地、当該学校の運動場、実習用地その他の直接に保育若しくは教育の用に供する土地の権利を目的とする抵当権の設定の登記
三 日本私立学校振興・共済事業団法第二十一条第一項第八号（業務）の業務の用に供する建物の所有権の取得登記又は当該業務の用に供する土地の権利の取得登記

第三欄の第一号から第三号までのいずれかの登記に該当するものであることを証する大蔵省令で定める書類の添付があるものに限る。

（消費税法の一部改正）
第七十一条 消費税法（昭和六十三年法律第八号）の一部を次のように改正する。
別表第一第六号イ中「私立学校教職員共済組合法」を「私立学校教職員共済法」に改める。
別表第三第一号の表中私立学校教職員共済組合の項及び日本私立学校振興財団の項を削り、日本消防検定協会の項の次に次のように加える。

日本私立学校振興・共済事業団
日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第 号）

（地方税法の一部改正）
第七十二条 地方税法の一部を次のように改正する。
第二十五条第一項第一号中、「日本私立学校振興財団」を削り、同項第二号中「私立学校教職員共済組合」を「日本私立学校振興・共済事業団」に改める。

「又は私立学校教職員共済組合法」を「若しくは私立学校教職員共済法」に、「若しくは組合員」を「組合員若しくは加入者」に改める。
第七十二条の十七第一項中「私立学校教職員共済組合法」を「私立学校教職員共済法」に改める。
第七十三条の四第一項第八号中「私立学校教職員共済組合」を「日本私立学校振興・共済事業団」に改める。
第二百六十二条第四号中「私立学校教職員共済組合法」を「私立学校教職員共済法」に改める。
第二百九十六条第一項第一号中、「日本私立学校振興財団」を削り、同項第二号中「私立学校教職員共済組合」を「日本私立学校振興・共済事業団」に改める。
第三百四十八条第二項第十一号の四中、「私立学校教職員共済組合」を削り、同項第十三号中「日本私立学校振興財団」を「日本私立学校振興財団法（昭和四十五年法律第六十九号）第二十条第一項又は第二項」を「日本私立学校振興・共済事業団」が「日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第 号）第二十一条第一項から第三項まで」に改め、同条第四項中「私立学校教職員共済組合」を削る。
第六百七十二條第四号中「私立学校教職員共済組合法」を「私立学校教職員共済法」に改める。
（地方税法の一部改正に伴う経過措置）
第七十三条 前条の規定による改正後の地方税法第三百四十八条第二項第十一号の四及び第十三号並びに同条第四項の規定は、平成十年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成九年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。
（罰則に関する経過措置）
第七十四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
（その他の経過措置の政令への委任）
第七十五条 この附則に規定するもののほか、この

の法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

平成九年四月二十五日印刷

平成九年四月二十八日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局